

平成19年第1回由利本荘市議会定例会(3月)会議録

平成19年3月7日(水曜日)

議事日程第2号

平成19年3月7日(水曜日)午前10時開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者	17番	伊藤順男	議員
	26番	村上亨	議員
	25番	土田与七郎	議員
	15番	村上文男	議員
	1番	今野英元	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員(28人)

1番	今野英元	2番	今野晃治	3番	佐々木勝二
4番	小杉良一	5番	田中昭子	6番	佐藤竹夫
7番	高橋和子	8番	渡部功	9番	佐々木慶治
10番	長沼久利	11番	大関嘉一	12番	本間明
14番	高橋信雄	15番	村上文男	16番	佐藤賢一
17番	伊藤順男	18番	鈴木和夫	19番	齋藤作圓
20番	佐藤勇	21番	佐藤譲司	22番	小松義嗣
23番	佐藤俊和	25番	土田与七郎	26番	村上亨
27番	三浦秀雄	28番	齋藤栄一	29番	佐藤實
30番	井島市太郎				

欠席議員(1名)

13番 石川久

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	助役	鷹照賢隆
助役	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	総務部長	佐々木永吉
企画調整部長	渡部聖一	市民環境部長	松山祖隆
福祉保健部長	豊島一郎	農林水産部長	小松秀穂
商工観光部長	藤原秀一	建設部長	猿田正好
選挙管理委員会事務局長	齋藤悟	教育次長	中村晴二

ガス水道局長	工藤秋雄	消防長	福岡憲一
総務部次長 兼総務課長兼職員課長	中嶋豪	総務部次長 兼財政課長	小松浩
企画調整課長	大庭司		

議会事務局職員出席者

局長	熊谷正次	長	石川隆夫
書記	鎌田直人	書記	遠藤正人
書記	阿部徹		

午前 9時58分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

13番石川久君より欠席の届け出があります。

出席議員は28名であります。出席議員は定数に達しております。

議長（井島市太郎君） それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

17番伊藤順男君の発言を許します。17番伊藤順男君。

【17番（伊藤順男君）登壇】

17番（伊藤順男君） おはようございます。一般質問のトップバッターの幸運をいただきました会派研政会の伊藤でございます。議長の許可をいただきましたので、新市になりましてから3回目の質問をさせていただきたいと存じます。

傍聴席にきょうは国体で大変な地域力を発揮していただきました鳥海地域の皆様がおいでだというようなことで、皆様に「大変御苦労さまでした」というような言葉を、お礼を申し上げてくださいというようなことでありましたので、ここにお礼を申し上げる次第であります。

合併3年目を迎える平成19年度は、大変大事な年度であることは言うまでもないことであります。昔から「3」という数はいろいろな場面で使われてきているところであります。250年余りの太平の世を築く礎となったのが徳川三代。毛利元就は3本の矢は折れにくいということで団結を。そして、石の上にも3年。三つ子の魂百までもと、あるいは3人寄れば文殊の知恵と。行政では三役であります。この言葉は私はいいい意味で「団結は力をつくる」、そんなイメージを持っているところであり、平成19年度の施政方針の中で市長は、「時に添い 歴史つらぬき 里をうるおし 人をむすんで」と谷川俊太郎氏が作詞をしました市歌を引用したあたりに、合併3年目に向けた心意気を感じたところであります。そうした心意気で私の質問に対し、前向きに答弁いただけるものと期待をしております。野球で言いますと、あまり変化球を投げることなく、どうぞひとつサインどおりストレートでお願いをしたいものだとそのように思っており

ます。

それでは、通告に従いまして大綱4点について質問をいたします。

大綱の1、コンパクトシティーによるまちなか利便性の回復。

(1) 区画整理事業の基本的スタンスの確認ということであります。

コンパクトシティーとは、都市計画に関するスタンスをあらわしたものであります。

今後の都市計画の方針において、公共施設の配置などに明確なスタンスとしてまちなかの持続可能性を危うくするような政策をとらない。いわゆる公共施設等をまちなか周辺部に持っていく手法によりまして、人口や面積を拡大するということがまちづくりの成功であるという考え方ではなく、まちなか利便性の回復を基本的スタンスに、周辺部あるいは地域間との交流しやすい環境をつくることにより共存・共栄を図っていく、このようなスタンスのことと考えているところであります。

そうした施策において、現在、本荘中央地区土地区画整理事業が行われておりまして、19年度の事業として17億4,000万円余り、同事業に伴う第二庁舎建設9,500万円余りというようになっております。

この区画整理事業は合併前からの事業であることから、どちらかといいますと旧町にはなじみが薄い状況にあります。また、お金がかかっている割には事業が見えてこない、あるいは商店街の活性化になるのか等々、むだな事業との声が聞こえるのであります。

しかし、この地域は、今から約400年前の1810年、赤尾津満茂が本荘満茂というように本荘に居城を移した際、町割をしたものが原型となり現在に至っているものであり、一方通行、道路が狭隘、宅地の間口が狭い、防災、安心・安全を含めまちなか利便性にはほど遠く、基本的に区画整理事業が必要なところと認識をしているところであります。事業が長期間、これは平成9年から始まって22年度を目標にしているというようにありまして、区画整理事業の意義を忘れがちだというようにあります。

今や三年一昔と言われるほどの世の中のテンポが速い時勢であることから、まちなか利便性の回復という観点に立ち、区画整理事業の基本的スタンスの確認が必要と考えるわけでありまして。市長の見解をお聞きいたします。

(2) 公共施設整備の青写真と優先度の基準をとということであります。

コンパクトシティーによるまちなか利便性を確保する上で、既存公共施設との連携・整合性を重視していくことが求められています。このことは高齢化社会の進展においてバリアフリー的要素、高齢者や子供に優しい、安心・安全、防災、コンセプトが必然的にまちなか利便性につながり、ひいては空洞化しつつあるまちなかに少しでも多くの人々が住み、活気にあふれた空間とゆとりをもたせることになるわけでありまして。

幸いまちなかには国や県の施設として合同庁舎、裁判所、警察署、保健所など、市の施設として保健センター、図書館、文化会館、消防署等、市役所を中心に500メートル内外にあり、公共施設がコンパクト化されており、国・県施設との整合性が比較的整っているわけでありまして。

このような中で、今後建設予定の施設として消防署、市役所等があり、特に消防署、市役所は耐震という観点からは現在の建築基準法 新耐震基準でありますけれども、これに適合しない建築物と、それは大地震の際には大変な事態を想定せざるを得ない状況

にあらうかと思えます。

また、旧組合病院の跡地に建てられる文化複合施設には、文化会館機能を含めた施設計画となっており、現文化会館敷地があくことから、そこへ市役所を移転、リンクする形で消防庁舎ということも考えられるわけであります。

こうした中でも基本はコンパクトシティーによるまちなか利便性であり、なおかつ、そのことが由利本荘市民全体の利益になることが原理・原則でなければならないことは言うまでもありません。

そこで、場所の選定、財政、新耐震の関係 これは老朽化と言ってもいいかと思えます。地域防災計画や基本構想等、柔軟に対応しながら「何を、どう進めるのか」、まずは全体像の青写真、また、優先度の基準を示すべきであります。市長の考えをお聞きします。

(3) まちなか活性化に周辺農村部との連携を視野にということであります。

もともとまちなかは周辺住民の買い回り品を求める商業地として、あるいは周辺農家が生産した新鮮な農産物を消費してくれる台所でもありました。そういう意味からしますと、周辺部とまちなかの関係は共存・共栄、いわゆる新鮮な農産物をまちなかで消費していただき、その対価としてのお金で最寄り品や買い回り品を調達したのであります。これらのコンパクトシティーにおけるまちなか利便性においては、まちなかと周辺部の連携をもっともっと重要視しなければコンパクトシティーのよさが消えてしまうのであります。

コンパクトシティーとは、周辺部に配慮することによる活性化も視野に入れたまちなか利便性回復といっても過言ではありません。

そこで、今後の計画において産直、いわゆる地産地消など、周辺部と連携が欠かせないものとするわけでありますが、市長の考えをお聞きします。

大綱の2、水のキーワードは「おいしい・安い・安全」というようなことでありまして、上水・簡水ということで質問いたします。

(1) 給水原価削減が急務。

水道法第1条、全国どこでも「清浄」にして豊富低廉な水の供給を受ける国民の基本的権利を保有すると、この大義のもと、日ごろから「おいしい・安い・安全」プラスして安定供給に努力をされています上水道・簡易水道関係者にまずもって敬意をあらわす次第であります。

さて、我が市の水の供給は、上水道、これは人口5,000人以上として本荘、矢島、鳥海、由利、西目の5地区。簡易水道、人口100人を超え5,000人以下ということで松ヶ崎、大内、岩城、東由利等18カ所となっております。

この経営は独立採算が基本であり、税金を投入しないことが地方公営企業法で義務づけられていますが、簡易水道に関しては平成19年度において一般会計より1億6,400万円余りの繰り入れをしながら経営となっているわけであります。したがって、上水道・簡易水道とも職員の給与、委託費、支払い利息、減価償却費、修理費等こういうもの、あるいは簡易水道については繰入金も含め原価を出して1立方メートル当たりの値段が決まっていくこととなります。

このことから、一般に小規模な水道事業ほど施設コストが高くつく、そして給水収益

が少ない。基本的に給水の原価が高くなると、こういうようなことであります。反対に、規模が大きくなると給水原価が低い傾向にあります。いわゆる市町村合併のメリットとしてよく使われましたスケールメリットであります。

ここにきて、国も財政難から広域化として施設面、経営面での統一本化、管理強化として小規模の水道施設に対しての管理責任を課することに加え、水道事業者などの関与をより一層強化し、国の規制基準枠への統合を進めております。こうした管理強化等を踏まえ、スケールメリットによる給水原価削減に取り組むことが急務と考えるわけでありまして、当局の見解をお聞きするものであります。

(2) 水道料金すり合わせの手順、合併協議よりというようなことであります。

合併協議会では、今申し上げた5つの上水道、18の簡易水道について、合併3年をめぐりに水道料金のすり合わせをする旨の協議が行われたことは記憶に新しいところであります。なぜ合併と同時にできなかったのかと、さきに申し上げたように企業会計である、いわゆる独立採算が基本であり、施設・設備に多くお金がかかった割には給水人口が少ない。これは水道料金が高い。また、基本的な施設整備が行われていないところは水道料金が安いというようなことでありまして、したがって、水道料金の高い低いを埋める調整が難しかったので先送りされたものと思います。

基本料金で一番安いところが松ヶ崎簡易水道10立方メートル当たり1,050円、今、施設・設備を工事中というようなことでありまして、今後どのようになるかはまだわからないところでありますが、一番高いところが大琴・東由利簡易水道10立方メートル当たり2,100円、大内簡易水道メーター使用料も含めまして10立方メートル当たり2,000円、鳥海上水道10立方メートル当たり1,990円と高い方のベストスリーというようなことであります。何と松ヶ崎簡易水道と東由利・大琴簡易水道など、ベストスリーの平均との差が2倍弱と、このようになっております。

合併には痛みが伴い、それぞれの地域においてよいところを伸ばし、あるいはよいところであっても見直しをしながら平準化しなければならないこともあります。我慢するところは我慢し、認め合うところは認め合いながら2年が経過いたしました。合併協議による決定事項である水道料金については、3年をめぐりにすり合わせをすると、このようになっているわけでありまして、合併3年目を迎える年に当たり、水道料金すり合わせの手順についてお聞きします。

3、水不足に対する危機管理体制についてであります。

ことしの冬は全国的に暖冬になりまして、昨年とは正反対の年になりました。いつもの年であれば雪解け水で勢いよく流れる川を見ながら春を感じ、わくわくしていたものですが、川の水の少なさに不安さえ感ずるこのごろであります。85歳のおばあさんいわく、「こた年なば、ねがった」。実感がこもって聞こえるのは私ばかりでしょうか。

さて、水不足にはいろいろなパターンがあるわけでありまして、基本的にこの地域は雪解け水、山々に積もった雪がゆっくりと解けることによる一種のダム機能、そういうような中で水量調整がされてきていると。あるいは雪が解け終わると梅雨時を含めた降雨による表流水に頼っているのが現状であります。自然のことですから幾ら心配しても切りがないわけでありまして、雪が山々にないことは初めての経験であり、水不足が予想、懸念されるわけでありまして、また、異常気象による洪水等によっても水不足になる

とされていることから、その危機管理体制についてお聞きします。

大綱の3、選挙の年における投票率向上と開票短縮への取り組みについて。

(1) 若者の投票率向上に向けた取り組み。

ことしは選挙の年であります。選挙は、私たちが政治に参加する最も重要かつ基本的機会であり、多くの方が投票に参加することによって政治参加は拡大いたします。反対に、投票の参加が少なければ、それだけ政治参加が少なく行われたこととなります。したがって、投票率の高い低い私たちの政治参加のバロメーターの役割を果たすことになるわけであります。

また、選挙には多くの税金が投入をされるわけであります。平成17年4月17日に行われた由利本荘市長選挙においては約900万円、同9月に行われた衆議院議員総選挙には758億円、同10月23日に行われた新市初の由利本荘市議会議員選挙には約1億円の税金が使われておりまして、投票率が低いということは税金がむだになることを意味するのであります。

さて、投票率は一般に天候、争点、立候補者の顔ぶれなどによって左右されると言われております。地域別には都市部、年代別には20代の若い方々の投票率が際立って低い傾向にあります。さきに申し上げた一昨年行われました由利本荘市長選挙、同議会議員選挙、衆議院議員総選挙の由利本荘市平均投票率は75%であります。これを本荘地域に限って見ますと69.65%と平均より5.35%低い状況にあります。このことについては、都市部、若者の投票率、由利本荘市の若い方々の投票率は50%前後でないのか、こういうふうに言われておるわけであります。低い傾向にあります。

こうした最近の傾向において、私たちににとって身近な選挙である県議会議員選挙が4月8日投票、また、7月に参議院議員選挙があり、投票率が大変気にかかるところであります。

全体を含めた投票行動喚起の中で50%くらいと、低いと推定されている若い方々の投票行動が投票率向上に欠かせないことから、その取り組みについてお聞きするものであります。

(2) 期日前投票所、開設増の考えは。

秋田市選管では、平成15年の前回市議会議員選挙において56.12%の過去最低を記録したことから、ことし4月22日に投・開票が行われる市議会議員選挙の投票率が低迷するのではとの不安を抱き、従来の発想にとらわれないインパクトのある啓発活動ということで企画提案募集を実施したということであります。市内事業所から4つの応募があり、その中から「ネイガー」を起用した企画案を採用、投票率アップの喚起をする旨、魁新聞に掲載されておりました。「ネイガー」というのは私も何だと思ひましてインターネットで調べてみましたら、秋田県活性化のためオリジナルヒーローをつくろうと元プロレスラーを中心に始めた「ネイガープロジェクト」というようなことだそうであります。この「ネイガー」の由来は、なまはげの叫び声「泣く子いねがー」というようなことによるものだそうでありまして、「いねがー」と「ネイガー」という、そういうようなもじったのだというようにあります。投票率向上のために「当日都合の悪いやづは期日前投票があるで、ネイガー」と、こういうようなぐあいでありまして、今回から同市御所野ショッピングセンターに期日前投票所を設けるなど投票率アップに懸

命とのことであります。

さて、最近の投票する方々から聞く言葉に「人にじろじろ見られているようで嫌いだ」も含め、投票所の雰囲気がかかるといふ声を聞きます。厳正な選挙における監視という側面もあり仕方のないことではあります。投票所の雰囲気を和らげる工夫づくりも大変大事なことだといふふうに思います。そうした中で、若い人たちを含め全体的に「期日前投票をしてきたよ」、また「気軽に投票できた」と好評であります。特に、若い方々に対してのアプローチという点からは、投票率向上に効果があるものと期待されることから、期日前投票所開設増の考えはないかお聞きいたします。

(3) 投票時間のフレキシブル運用と開票作業の短縮取り組みであります。

投票率向上のため投票時間が2時間延長されてから数年たちました。これは、都市部における投票率向上策であり、どちらかというところでは地方にはあまり歓迎されない時間ではないのかなと、このように思っております。投票時間は午前7時から午後8時までが原則であります。事情により投票所時刻を2時間の範囲内において繰り上げ、もしくは繰り下げ、または投票所を閉じる時間を4時間以内の範囲で繰り上げることができる、このようにあります。

本市の1,209平方キロメートルと全県一広いという地域特性を考えた場合、決められた一定の時間内に規範をもち投票をお願いすることも大切なことではないかと思っております。あわせて期日前投票制度の充実もあることから、投票時間については地域によりフレキシブルに運用あるべきと、このように考えるわけであります。

また、開票作業には正確であることが基本中の基本であります。時間をかければ正確というものでもないわけであります。2月5日の朝日新聞によりますと、「開票台を10センチメートル高くする」、「候補者ごとにざるに集めていた票を、票と同じ大きさの色分けしたイチゴパックに集め、計算機にかけやすくする」と。また、「疑問票等の採否の基準を事前に徹底しておく」あるいは「弁護士まで動員をする」と。「リハーサルの繰り返し」このような創意工夫により開票作業短縮への取り組みが広がっている旨の報道であります。経費節減も含め開票時間短縮は時代の要請でありまして、その取り組みについてお聞きをするわけであります。

大綱の4、主要地方道秋田雄和本荘線の部分改良促進についてであります。

この路線は、これまで秋田空港、あるいは秋田市南玄関へのアクセス道路として、また、昭和の合併以前は旧雄和町の一部が由利郡であったことから地域の交流は言うに及ばず、人的交流も含めて大事な路線であります。この路線、田代峠から雄和神ヶ村にかけて、今、拡張・拡幅工事が急ピッチに進められており、完成の折には、これまで以上に交通量の増加が見込まれる路線でもあります。

こうした中で大内地域においては、急カーブ、住宅が多いところについては手はつけているものの急場しのぎの感がぬぐえないわけであります。一番危険なところが抜けている状況にあります。大内地域の加賀沢木戸口付近の急カーブ、新沢郵便局付近約150メートル間の住宅街前面道路、中帳山ノ下地内カーブが危険な状態にあります。人と車事故防止の観点において、この改良整備が課題であろうと、このように考えているところであります。その取り組みについてお聞きをするものであります。

以上、大綱4点についての質問とさせていただきます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、伊藤順男議員のご質問にお答えいたします。

初めに、区画整理事業の基本的スタンスの確認についてお答えしますが、本荘地区中心市街地は、歴史的に見ても城下町として栄えた町であり、文化・物資の交流拠点として繁栄し、政治・経済の中心としても発展を遂げてまいりましたが、近年においてはモータリゼーションの進展に伴い、中心市街地としての活力低下が顕著になり始めたことから、旧本荘市においては本荘市新総合計画を策定し、その計画では将来的に交流人口も含め10万人規模の中核都市として機能するよう対応した都市基盤づくりを目指したものであります。

本荘駅前地区を初め総合的なまちづくり手法として、土地区画整理事業の導入を図り一定の区域を定め、土地所有者全員からその所有土地の面積、位置、形状等に応じて土地の一部を無償提供していただき、これを道路、公園などの公共施設用地に当て整備し、計画的なまちづくりを進めてまいりました。

平成9年度より事業開始しました本荘中央土地区画整理事業につきましては、中心市街地における重要な都市軸や回遊動線の要衝にあり、新市においても周辺の拠点施設との連携性向上により、生活・情報・文化の発信拠点としての役割を担うこととなるために、都市計画道路を初めとする都市基盤の整備とあわせ宅地の利用増進を図るとともに、公共施設の整備改善と防災機能・商業環境の整備を促進し、町の活力の源泉である居住人口の定住化を図る方策を充実強化し、住みやすい魅力あるまちづくりを目指して平成22年度完成を目標に事業に取り組んでいるところであり、今後とも市民のご理解をいただくべく努力してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご支援賜りますようお願い申し上げます。

次に、公共施設整備における青写真と優先度の基準をについてお答えします。

本荘市街地は、国や県の施設を初め多くの公共公益施設があり、まちなかの利便性向上に大いに貢献していることはご質問のとおりであります。

現在、旧由利組合総合病院跡地に文化複合施設を建設すべく基本設計を行っておりますが、当事業については合併協議会の中で精査され、総合発展計画に基づき事業着手したところであります。

今後、老朽化や耐震性の観点から種々の施設の再整備が必要となってくると考えておりますが、ご意見にありましたとおり今後のまちづくりを考える上でコンパクトシティを基本とし、市民の利便性を向上させることが肝要と考えております。

国や県の施設と機能調整を図り、また連携させながら、財源の確保や防災計画など総合的な判断により再整備の優先度を検討してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いします。

なお、現在の本荘文化会館周辺を含めた用地の今後の利活用構想につきましては、庁内プロジェクトチームを設け検討する一方、議会並びに市民の皆様にご説明をし、ご意見をいただくようにしてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

次に、まちなか活性化に周辺農村部との連携を視野に、についてお答えします。

公共公益施設や利便施設の再配置は、市街地活性化の一方策としてこれまでも行われ

てまいりましたが、こうしたことを機会に市内の農産物の直売所などを設けることは、市街地居住者と生産者それぞれメリットがあるとともに相乗効果を生み出し交流促進につながるの、ご質問のとおりであります。

こうした考えのもと、旧由利組合総合病院跡地に建設予定の文化複合施設内には、本市の観光や物産を広く紹介するコーナーを設け、市内外から来訪者に地域の情報を提供するとともに、運営に際しましては常設の販売も検討するとともに、地域の物産展などをメニューに取り入れるなど施設を有効に活用しながら機能を発揮してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

大きな2番の水のキーワードについては、企業管理者からお答えを申し上げます。

次に、大きい3番の選挙の年における投票率向上と開票短縮への取り組みであります。

(1)の若者の投票率向上に向けた取り組み、(2)の期日前投票所開設増の考え、(3)の投票時間のフレキシブル運用と開票作業の短縮取り組みの3件につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

初めに、若者の投票率向上に向けた取り組みについてであります。ご指摘のとおり当市におきましても一部投票所集計ではありますが、20歳代の投票率は約50%となっております。

この投票率向上に向けた取り組みでございますが、成人該当者に成人式当日、選挙制度等をわかりやすく解説した冊子を配付し、選挙に関心を持っていただくよう努めております。さらに選挙に興味を持っていただくための一つの方策として、各選挙時における投票立会人の公募なども今後検討してまいりたいと存じます。

また、4月に行われます県議会議員一般選挙では、明るい選挙推進協議会の委員の皆様による啓発物品を配布しながらの啓発活動を実施し、投票日等の周知を図りながら投票率向上に向けた運動を強化してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いするところであります。

次に、期日前投票所開設増の考えはであります。市の期日前投票所は昨年度実施いたしました知事選挙を初めとする各種選挙では、本庁及び各総合支所を中心に13カ所開設いたしております。この期日前投票所では申請も簡単で、さらに自分の投票区以外でも投票ができる利点があり、多くの市民の皆様には好評を得ておるところであります。このため増設を検討してまいりましたところ、投票環境と利便性を考慮して多くの集客力のあります「イオンスーパーセンター本荘店」に、イオン様のご理解を得てこのたび開設できる運びとなり、合計で14カ所となることをご報告申し上げ、今後とも期日前投票制度の啓発活動を推進し、投票率の向上に努めてまいります。

次に、投票時間のフレキシブル運用と開票作業の短縮取り組みでございますが、最初に投票時間の開閉時刻につきましては、公職選挙法では午前7時から午後8時までと規定されておりますが、地域事情により選挙管理委員会の判断で開始時刻の2時間以内の繰り上げ、もしくは繰り下げ、さらに閉鎖時刻につきましては4時間以内の繰り上げをすることができる規定もあり、これにより当市では113カ所の投票所のうち、昨年度までは午後5時閉鎖が2カ所、午後6時閉鎖が18カ所、午後6時30分閉鎖が5カ所、午後7時閉鎖が88カ所となっております。平成19年度以降は、市民の皆様のご理解により午後6時30分及び午後7時閉鎖箇所が15カ所減少し、午後6時閉鎖となります。

今後地域の実情を勘案しながら投票時間のフレキシブル運用を図ってまいりたいと考えております。

さらに、開票作業の短縮取り組みにつきましては、開票事務担当者の打合会議を開催し、開票作業の手順及び情報の共有を図り、さらに投票日前日には開票作業のリハーサル等しながら正確で迅速な開票事務を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、大きな4の主要地方道秋田雄和本荘線の部分改良促進（加賀沢木戸口付近急カーブ・新沢郵便局付近・中帳山ノ下地内）についてお答えしますが、本路線は、大内地域北部の各集落を結ぶ重要な生活道路であり、秋田空港や秋田市東部地区へ結ぶ主要路線であります。

ご質問の箇所については、交通安全上支障を来していると認識いたしております。このため、道路管理者であります秋田県に対し、毎年改良要望をしているところでありますが、全県的な改良の優先順位度合いから現段階では同箇所の改良計画は明確になっていないと伺っています。県からは、先月、カーブにおける注意喚起の看板設置をしていただいたところでありますが、利用者の安全確保を図るため抜本的な改良をしていただくよう引き続き強く要望してまいります。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々木企業管理者。

【企業管理者（佐々木秀綱君）登壇】

企業管理者（佐々木秀綱君） それでは伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

伊藤議員からは、質問の大項目2番といたしまして水道事業であります。その1項目めの給水原価削減が急務、また、2項目めの水道料金すり合わせ手順についてでありますけれども、いずれも関連がありますので一括してお答えをしたいと思います。

合併協議において、水道料金については合併後3年をめどに統合するとの方針が確認されておりますが、その前提として水道施設整備計画、それに対する財政計画を策定いたし、原価計算に基づく料金を算定することとしております。

上水道事業では、由利本荘市水道事業第1次施設整備計画及びそれに対する財政計画を策定し、去る2月7日市議会全員協議会でご説明させていただいたところであります。

財政的に申し上げますと、現行の料金収入が確保されれば、効率的な事業運営による経費削減により当面は黒字経営が可能である見通しとなっております。

現行の料金であります。平成17年度決算の供給単価ベースで、高い地域で233円、また、安い地域で160円と、かなりの開きがあり、また、料金体系も口径別料金制、また、用途別料金制、なおまた単一料金制と多様になっておるところであります。

水道をご使用いただいております皆様の公平感、合併後の水道事業の一体感の醸成のためにも水道料金の統合は不可欠であります。先ほど申し上げましたとおり現行の水道料金は多種多様で複雑であるため、合併後3年となる平成20年3月までの統合は不可能と考えております。まずは、なるべく早い時期に料金体系の統合を行い、その後、料金の統合を行ってまいりたいと考えております。

また、簡易水道事業につきましては規模が小さく採算の取りにくい事業が多く、現在、国庫補助事業で施設整備を行っている地域、今後施設整備が予定されている地域などが

あり、地域の経緯を踏まえた現行料金で運営されており、上水道同様かなりの格差があるわけであります。

厚生労働省はこのほど、簡易水道の上水道への統合計画を平成22年度末までに策定するよう求めており、本市においても統合について具体的検討を行う必要があるわけでございます。したがって、簡易水道事業につきましては、上水道への統合計画、施設整備計画、財政計画を策定した上で料金の統合を検討してまいりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

次に、3項目めの水不足に対する危機管理体制についてのお答えであります。由利本荘市第1次施設整備計画では、水源の相互融通が可能になるような連絡管布設等の施設整備も計画に盛り込まれております。災害時や渇水による水不足の際に効果的であり、将来的な危機管理として取り組む方針であります。

現状の渇水時の危機管理といたしましては、子吉川水系渇水情報連絡会からの情報収集、また、関係農業団体との水利協定に基づく協力要請、なおまた近隣市との相互応援を活用してまいりたいと思っております。

また、今年の場合は暖冬のため水源付近の積雪が少なく、水不足が懸念される場所があります。本市の水道施設には、小規模河川やため池を水源としておられるところが多く、春先の雪解けのときは水量がかなり減少するものと予想しておられる場所があります。

水道の場合、年間を通して一番の需要期は夏場であり、梅雨時の降水量が水源に大きく影響するため、上水道、簡易水道とも河川管理者や土地改良区等農業用水関係機関との連絡を密にいたし、春先からの効率的な水運用に努め、夏場の需要期を万全の体制で迎えたいと思っておりますので、よろしくご指導のほどお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

議長（井島市太郎君） 17番伊藤順男議員、再質問ありませんか。17番伊藤順男君。

17番（伊藤順男君） 二、三、再質問をさせていただきたいと思っております。

まちなかの利便性というような中で、市長はこれからもそういうふうに取り組むというようなことではあります。その中で青写真、全体像というものを早く私は示すという中で、その中で利便性というものがどういうようなつながりを持たせていくというようなことが非常に大切だというふうに考えているわけでありまして、その中で、特に今度、市役所の位置、文化会館跡のところも検討していきたいというようなことではあります。そこには第二庁舎というようなこともあるわけでありまして、そういうようなものと同リンクさせるような形で、まずは青写真的なものを示して、それから第二庁舎というものの配置がどうあるかというようなことも含めてやっていくべきではないのかなというふうに考えておられるわけでありまして、まずはそのことについてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、このまちなかというのは、考えてみますと周辺部から支えられ、そしてまた周辺部も中心部が発展することによってよくなると、そういう共存・共栄の関係にあると。そういう中で地産地消等のそういう常設の販売ができるようなことも設けるといふようなことではありますけれども、これについては基本的にどういう方々がやるかということが非常に大事になってくるわけでありまして、そういうような、どういう方をター

ゲットにしているかということをもし今の時点でわかっておりましたら、そのあたりをお聞きをしたいというふうに思います。

大綱の2の水のキーワード、「おいしい・安い・安全」ということで豊富低廉なというような水道法ということですが、この「低廉」という言葉、私どういふことかなというようなことでわからなかったものですから調べてみました。「金額が安いこと」と、こういうふうなことが「低廉」という意味で出てきたわけでありまして、そういうことからしますと、今現在、水道料金が安いというふうに思っている方がいるのかなというようなそんな感じもするわけでありまして。特に、どういふふうに安いというふうに考えるかといいますと、やっぱりあまりにも格差があり過ぎると、そういうような意味からであります。20年度までは今の答弁でありますと統合といいますか、お金をすり合わせるの20年度まで不可能だというようなことでありまして、非常に気持ちはわかるなど。十分にどういふような施設にどのぐらいのお金がかかってという原価が出て、それから水道料金が決まってくるというようなことでありますけれども、気持ちはわかると。ですが、私はこのままでいいものでもないなど。やはり合併にはそれぞれの痛みが伴いながら、それをどういふふうにして解消していくかという政策、施策というようなものも私は非常に大切だなど。22年度までの簡水の統合というようなこと等、原価、あるいは口径とか単一だとかいろいろなものによって違うというそういうようなものをクリアしてからでないか、というようなことでありますけれども、私はあくまでも今回の一般質問の中で方針というようなことでなくて手順を示していただきたいというようなことでありますから、方針よりももう少し進んだ意味での手順と、そういうような考えを持っているところでありますので、そのあたりもう少し突っ込んだ中でご答弁いただきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 伊藤順男議員の再質問にお答えいたしますが、まず1点目の市の青写真をまずつくるべきなのではないかというご質問であります。これにつきましては由利本荘市が誕生しました。それで新市の総合計画もお示したところであります。大別してゾーンとしてのとらえ方としてははっきりお示ししておりますが、個々については十分入っておりません。これから当然個々の問題に踏み込んでいかなければなりません。それで、一つにはその青写真というものの、そのゾーンとしての考え方をもう一回振り返りながら、その青写真の中に個々が、個が入るようなそういうことを進めていく必要があると思います。それがゆえに庁内においてプロジェクトチームを設置し、そしてそのたたき台的なものをつくり、議員の皆様、あるいは市民の皆様からご議論を賜るというふうに進めてまいりたいと思います。それで、当然全体像があって、その利便性等についても当然入ってくることであります。そういうことで、これから皆様方の知恵も借りながら進めてまいりたい。

それからもう一つの2点目ですが、「周辺部」という言葉、適当かどうかその辺が何ですが、特に農畜産物をつくられる方々の販売、どのようにされるのか。先ほど申し上げましたように、例えば組合病院跡地につくる施設の中でもそうしたものが販売できるようにというようなことも考えております。もう一つは、また、その地域地域で

直売所などあるから、それらをどのようにこれから連結するのか、その地域はその地域だけの販売所でいいのか、それらを連鎖させるというようなことも非常に必要なのではないか。その地域でほしいものは、例えば非常に遠くにあり、それは遠くまで行かなくとも自分の地域で買えるというようなことも視野に入れていくべきなのではないかなというふうに考えます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々木企業管理者。

企業管理者（佐々木秀綱君） それでは再質問にお答えをしたいと思いますけれども、方針というか手順というか、水道の今後の手順につきましてのご質問のことですけれども、先ほど申し上げましたように、施設の整備計画、それに伴う財政計画を立て、以後において料金というものが決定されるわけでございます。その中にありまして上水道につきましては2月初めに議員の皆さん方に計画を示し、それに伴う財政計画も出したわけでございますけれども、簡易水道についてはことしで、19年度で東由利地域の簡易水道が完成をします。また、19年度からスタートする大内の簡易水道、加えて岩城につきましては20年からのスタートというようなことで、それに伴う施設整備計画に伴う財政計画も立てなければいけない、そういうようなことがあります。今すぐ統合して料金を設定ということはなかなか難しいところでもありますけれども、でもそうしてもおられない状況でございます。そういうことで、厚生労働省の方からは平成22年まで簡易水道を上水道の方に統合するようにと。でなければ国の財政支援もちょっと厳しいよというようなことが言われておるわけでございますので、19年度、具体的にその緒につきまして、経営のまず最初に統合に着手をしなければいけないというふうに考えております。

なお、経営の統合の次には何をやるべきかといいますと、やはり今ある施設を、それこそ必要なのか、あるいはまた相互融通できないのかというような、それこそ水不足に備える、そういうような対策なども入れてやらなければいけないのではないかなと。2つ目はそういう施設の統廃合というか、そういうものに移行して具体的に物事を進めて行かなければいけないなというふうに考えておるところでございます。

それで先ほどお答えをいたしましたように、合併後3年でということはなかなか難しい、先ほども申し上げましたように難しい状況で、今言ったような内容をもちまして非常に難しいわけでございますけれども、でも、ただ難しいというようなことでは答弁ありませんので、ことし、19年から具体的に進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 17番伊藤順男君、再々質問ありませんか。

17番（伊藤順男君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、17番伊藤順男君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分間休憩いたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時14分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。26番村上亨君の発言を許します。26番村上亨君。

【26番(村上亨君)登壇】

26番(村上亨君) 26番村上亨であります。

御苦労さまです。これだけの多くの傍聴者の皆様の前で一般質問するのは初めての経験でございますので、よろしく願いいたします。

けさは異常ともいえる暖冬の中、今シーズン最も冬らしい朝の一日となりましたが、新市由利本荘市が誕生いたしまして、あと2週間ほどで丸2年となり、由利本荘市も3年目に入るわけであります。まだまだ過渡期であり、由利本荘市のあるべき姿を求めて懸命な模索を続けている状態かと拝察するところであります。

今回、議長のお許しを得、4度目の一般質問の機会を与えていただきましたが、大項目7点につきまして質問させていただきますので、よろしくご答弁のほどお願い申し上げる次第であります。

1点目、地方分権、権限、そして税源の移譲についてお伺いいたします。

今年度は市民憲章が制定されるということではありますが、ご案内のように地方分権一括法施行されましたのが平成12年、その施行後、いわば自治体の憲法ともいうべき自治体基本条例の制定の動きが広がっているようであります。平成18年10月1日現在で制定している市区は全国で53を数え、国から地方に権限が移る中、自治体がまちづくりで独自に判断できる範囲が広がり、地域の特色を生かしたまちづくりを進めるためには限られた財源の中で何を大事にし、何を優先していくのか、住民間で合意をつくり選択していかなければなりません。そのためにも住民の意見を反映させ、その知恵や力を生かす仕組みづくりが重要となっているのであります。住民参加のまちづくりはこれまでもあったわけではありますが、法的に保障されていたわけではありませんし、これを条例でしっかりと保障し、一定の基準に沿って市民参加、住民参加を進めていくために自治体基本条例がつくられているようであります。例えば、格調高いとされず神奈川県大和市の基本条例の前文 前の文であります、「憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民と信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治の実現のための仕組みを自ら定める」とあり、その第2条には「この条例は、市が定める最高規範であり、市は他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。」とあります。自治基本条例制定についてのお考えをお伺いいたします。

また、県は住民サービスの向上と地域の全体的なまちづくりのために一昨年度から市町村への権限移譲を進めております。財政縮減効果のねらいもあり、移譲事務項目を段階的にふやすとされており、これまでの92項目に今年度は新たに12項目を追加するようであります。押しつけはせず自治体の実情に応ずる手上げ方式としているようですが、実際には課題も多く、その受け入れ項目数は市町村によって大きな開きがあるようであります。本市における実情と内容、対応と方向性をお伺いいたします。

そして、三位一体の改革による税源移譲によりまして、ごみの収集や警察、消防など住民の身近な行政サービスを手がける自治体の税収を約3兆円ふやすことが決まっております。そのために納税者の所得税を減らすかわりに住民税をふやすということでもあります。しかし、景気低迷、地域格差などにより、地方税の滞納税額のうち地方自治体が回収不

能と判断した不納欠損額は平成16年には国全体で2,261億円、5年間で26%ふえたということであります。自治体は国税庁のような統一的な徴税組織を持たず、回収不能かどうか判断する全国的統一基準もなく、その確定は各自治体の運用にゆだねられております。国から地方への税源移譲がことしから本格的に始まり、自治体が徴収すべき地方税がふえるわけであります。ときに平成17年に定めた定率減税の全廃と重なり増税感がぬぐえず、かなり厳しい状況が予想されます。本市住民税、固定資産税、国保税など地方税の徴税体制についてお伺いをいたします。

第2点目、4種類の財政指標公表義務についてお伺いをいたします。

国では、平成20年度からすべての地方自治体に4種類の財政指標の公表を求め、その1つの指標でも基準を超えて悪化すれば財政健全化計画の策定や公認会計士などによる外部監査を義務づけるということであります。これは、自治体の財政悪化に歯どめをかけるルールが地方健全化法に盛り込まれるものであり、公表を義務づけるのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、連結債務残高比率であり、税収など標準的な財政規模に対する普通会計などの赤字額の割合を示す実質赤字比率と、標準的財政規模に対する地方債などの公債負担の割合を示す実質公債費比率は現在でも使用されておりますが、新たに導入される指標は水道、病院、観光事業なども加えた全会計ベースの連結の赤字比率であり、公営企業会計の把握が可能な連結実質赤字比率、それと公営企業や第三セクターを含めて財政規模に対する負債の重さを算出する連結債務残高比率であります。この4つの指標のいずれかに抵触する早期段階の財政健全化団体になる自治体が各地で出る可能性があるとも言われております。さらに、4つの指標のうち連結債務残高比率を除く3指標には、より深刻な状況を示す第2の基準、財政再生基準の数値を設定し、この基準を超えて悪化した場合は、おおむね7年以内の財政再生計画の策定を義務づけ再生団体に移行するようでもあります。大型プロジェクト事業の実施を控え、今後4年間、基金の取り崩しの状況にあり、由利高原鉄道再生計画(案)が提出されたばかりで心配な点もありますが、このような公表義務への対応、そして本市における4つの指標に対する見込み、将来見通しについてお伺いをいたします。

第3点目、雇用の場の確保、産業振興策、企業誘致についてお伺いをいたします。

平成17年の国勢調査におきまして日本の総人口が前年より約2万2,000人減少したことが確定し、日本もいよいよ人口減時代に突入したと言われておりましたが、平成18年の人口動態速報値では出生数が前年より3万2,000人ほどふえ、死亡数を引いた自然増加数も2万6,855人増となり、合計特殊出生数も1.3前後と大幅に回復するようであります。その原因としては、景気回復に伴い雇用が安定したことが結婚や出産の増加につながったとみているようであります。この現象は一時的なものという見方も強いようであります。いずれ安定した雇用の場がなければ若者たちは都市圏域に流れ人口減となり、婚姻数も少なくなり、出生数の減少となっていきますのは自明の理であります。事実、国の人口移動報告によりますと、昨年は東京圏に移り住んだ人の数が転出した人の数を13万人強上回り、バブル期並みの多さになったようでありますし、自動車産業が好調な名古屋圏域への転入超過数も昭和45年当時以来の高水準となったようであります。地方圏域の少子高齢化によります自然減の傾向と大都市圏域への流出による人口減少が一段と加速する形になったようでもあります。そしてまた、国の過疎地域の調査では、全集

落の4.3%に当たる2,641集落が人の住まない消滅状態になる恐れがあり、65歳以上の高齢者が半数以上の限界集落は12.6%、7,873集落に及ぶという報道もなされたばかりであります。大学生などの就職内定率の上昇、有効求人倍率の上昇などの報道もありますが、全国的には最低水準にあります。何としてもこの地域に住みたい人々に、そして若者に雇用の場を提供し、地域を活性化することがこの地域を守る行政の責任でもあろうかと思われまます。施政方針の中でも触れておりましたが、改めて雇用の場の確保のための諸産業の振興策、企業の誘致についてお伺いをいたします。

第4点目、コンパクトシティー構想についてお伺いをいたします。

国は、ことし2月8日に改正中心市街地活性化法（改正中活法）に基づき、青森、富山両市の基本計画を第1号計画として認定をいたしました。改正中活法の認定を受けますと、中心部のにぎわいを取り戻すための都市機能策などに国が5年間財政支援をするということであります。青森市は、住みかえ支援などを通じ、そしてまた富山市は路面電車を軸に、それぞれの都市機能を中心部に集約するコンパクトシティーの実現を目指すようであります。

青森市は平成11年に都市計画マスタープランにコンパクトシティー形成を掲げ、持続可能なまちづくりと中心市街地活性化を図り、市内を中心部から順に「インナー」「ミッド」「アウター」に区分し、順に車社会弱者の高齢者や子供たちなどに配慮した都市生活機能の充実、ゆとりある居住環境の整備、豊かな自然環境維持を基本方針に据えたとのことであります。また、バス、路面電車などを公共交通手段として活用しているようでもあります。

本市におきましても、旧本荘市時代より中心市街地活性化基本計画のもとに都市再生事業を取り入れて定住人口の確保、活力あふれるにぎわいのあるまちとしての再生のための中核事業として本荘中央地区土地区画整備事業、また、この事業関連として住宅市街地総合整備事業、そして都市再生整備計画をもとに国交省のまちづくり交付金事業により都市計画道路大町銀座通線、あるいは同事業による旧由利組合総合病院跡地活用の事業がさらに大きく動き出そうといたしております。昨年9月定例会で「コンパクトシティー構想に結びつくのか」と質問させていただいたときに、市長は「中心市街地の整備などコンパクトシティーの理念、趣旨に沿った事業として実施している」と答弁されております。そうであるならば、コンパクトシティーは都市計画に関するスタンスであります。地方都市の基本コンセプトとして、あるいは総合発展計画や都市計画マスタープランにおいてそのことを明確に提示し、それをもとにして基本計画を策定する必要があるかと思っておりますが、お伺いをいたしたいと思っております。

また、これまで旧中活法に沿った事業、あるいはまちづくり交付金事業として行われておりますが、改正中活法におきましては数値目標など認定審査が厳しいと聞いております。今後財政的な支援、財源をどこに求めて行くのか、青森市や富山市のように改正中活法に求めて行くことになるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

また、例えば改正中活法においては「1つの市町村に1つの中心市街地」と想定されておりますが、ことし2月7日に開催されました全員協議会の配付資料での本市の構想には「旧7町各地域インナーリング、直径2キロメートル」とのことではあります。記載されております。これをどう計画立案し、そして実施して行くのか、お伺いをいたし

ます。

そして、本庁舎移転の案も浮上しておりますが、秋田市、大館市、横手市におきましても改正中活法によるコンパクトシティを目指す動きがある中で、本市の中核地域である旧本荘市市街地に都市機能を集中させる考え方もあろうかと思いますが、しかし、地方分権の時代、しかも面積が県内1位、全国14位という本市においては、各地域のインナーリング、特に地域住民の生活に直接かかわる機能を各総合支所に特化させ、本庁舎は簡素にして本市の空間的にも時間的にもゆとりのある中心市街地でない場所に置いた方がよいという考え方もあろうかと思いますが、いずれ、この本庁舎移転の問題は今後の人口動態、財政状況などのさまざまな要件を十分に見きわめて慎重な議論が必要かと思いますが、この点につきましてご所見をお伺いいたしたいと思っております。

第5点目、市観光振興策についてお伺いをいたします。

ことし2月に入りまして、平成26年の観光入り込み目標を17年対比約100万人増とする由利本荘市観光振興計画（案）が示されております。首都圏在住1,000人への新聞社のアンケートによりますと、これから行きたい東北の観光地1位は十和田湖・奥入瀬、2位は乳頭温泉・田沢湖周辺となっており、鳥海山周辺はまだまだ宝の山であります。一昨年には国交省より環鳥海地域が観光地域づくり実践プラン事業に選定されたわけですが、事業のポイントとして、1、地域の自助努力による観光地域づくりの後押し。2、所管のハード・ソフト施策での総合的支援。3、観光地域づくりでの重要なNPOへの支援。4、民間組織ATAへの補助と連携とされておったわけでありまして。3市1町による環鳥海観光交流空間推進協議会を組織し、アクションプログラムを提出されているかと思いますが、その具体的な内容、活動が伝わってこないのが実情であります。4つの事業ポイントの進行状況を含めて現状をお伺いいたします。

また、今回の市観光振興計画は、この支援パッケージとしての地域振興計画とリンクしていくことになるのかお伺いをいたします。

そして、江戸時代の北前船で繁栄した、秋田 庄内間200キロメートルの沿岸地域をコリドール（回廊）に見立て、人口80万人の経済圏を再生し、再び活気を取り戻そうとする構想も動き出しております。「北前船庄内」は、酒田市の平田牧場の新田会長が発起人代表として広域観光事業の推進や国内外の観光する客が増加につながる広報宣伝などを目的として同社設立ということであり、秋田県側でも今年以降「北前船秋田」を設立し、将来は統合し、共同で経済振興に当たる予定とのことでありまして。民間活動の結集ということではありますが、この構想への対応、取り組みをお伺いいたしたいと思っております。

第6点目、渇水対策についてお伺いいたします。

昨年は大変な大雪で、その除雪費は県全体で111億円余り、由利本荘市におきましても7億3,000万円ほどと平年の1.6倍の費用がかかったのであります。ところが、ことしの異常気象は世界的な規模であるようでありますが、あえてここで暖冬の実情を詳しく申し上げるべくもないところであります。2月中旬、秋田河川国道事務所では子吉川水系関係者と渇水情報連絡会を開いたようであり、「小雪と暖冬傾向が続いた場合、十分な河川流量を維持できず、融雪に頼る春先以降の水利用河川環境に大きな影響が生ずる可能性がある」としてあります。河川とともにため池の水量の問題もあります。今後

の農作業への影響、海からの塩水の遡上、飲料水の不足など数々のことが懸念されるところであります。まさに、転ばぬ先の杖、鳥海ダム建設計画進捗状況も含めて湧水、水不足への行政としての対策をお伺いいたします。

最後、第7点目、由利本荘市学校環境適正化検討委員会の検討内容、実施見通し、特に通学区域などについて、また、給食費未納状況についてもお伺いをいたします。

昨年9月の定例会で通学区域などについてお伺いをいたしました。そのときの教育長答弁では「本市の小中学校の児童数、生徒数の今後の5年間の推移を見ますと、少子化傾向により毎年約150人から200人弱の減少が見込まれており、由利本荘市学校環境適正化検討委員会を立ち上げ、適正な学区の設定や学校規模等の学校環境整備及び校舎の利用などについて検討を重ねていく」とのお答えでありました。北内越小学校でも複式学級での学習もされているようであります。市学校環境適正化検討委員会の検討内容、実施見通しを改めてお伺いをいたします。

また、一昨年の調査結果として給食費未納問題が提起され、保護者の規範意識も課題とされました。平成17年度における学校給食費の徴収状況は、未納者のいる学校の割合は全国平均43.6%、秋田県41.3%、未納の児童数の割合は全国平均1%、秋田県1%となっております。本市における状況と対応、そして教育長のご所見をお伺いをいたしたいと思っております。

以上で私の質問を終わりますが、よろしくご答弁のほどをお願いを申し上げます。
議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、村上亨議員のご質問にお答えします。

初めに、地方分権・移譲関係について、（1）の自治基本条例についてであります。まちづくり基本方針を初め自治のあり方や住民の参画等の役割分担を明確化し、市民と行政が一体となったまちづくりのために共通理解を保つことは重要であり、条例化も一つの手法ではあると認識しております。

こうした条例は市の最高法規であり、他の条例の規範となる内容や理念が盛り込まれるべきものであります。国の法律のもとに各自治体が存在し、また、自治体の条例は法律に従って制定されていることから屋上屋となりかねないのではとの議論もあります。

本市は合併から3年目を迎えようとしておりますが、各地域の一体感につきましてはさらに醸成させていく途上でもありますので、平成19年度において、みずからのまちづくりの指針の一つになる市民憲章を制定しようとするものであります。

市民憲章の制定に際しては、市民と行政が共通認識を持って一体となり、さらにはみずからの地域はみずからがつくっていくという意識が重要でありますので、多くの市民からご意見を伺いながら制定してまいります。

これらの過程を経て将来、各地域の一体感が醸成され気運が熟した段階で自治基本条例制定を検討する時期となるのではないかと考えております。

次に、（2）の市への権限移譲事務の実情についてお答えします。

秋田県では、平成16年に権限移譲推進プログラムを策定し、市町村が自立的、主体的に個性豊かな地域づくりを展開し、県民が最も身近な市町村において総合的な行政サービスを受けることができるようにすることを目的として、平成17年度から市町村への事

務の移譲を進めてきております。

本市におきましては、平成17年度に9件の事務、平成18年度には6件の事務の計15件の事務を受け入れており、平成19年4月からは新たに8件の事務の移譲を受けることとしております。

県では、平成19年度に県分権改革推進室、由利地域振興局及び本市の職員を構成メンバーとする権限移譲研究会を設置し、権限移譲に関する情報交換や新規移譲権限の掘り起こしなどの検討を行う予定であると伺っております。

今後におきましては、住民サービスの向上という観点から移譲事務の内容を詳細に検討し、受け入れ可能なものにつきましては進めてまいりたいと考えております。

(3)の税源移譲による地方税の徴収体制についてであります。

ご案内のように、三位一体改革の一環として19年度から国が徴収する所得税から市が徴収する住民税への本格的な税源移譲が行われる中で、財源に占める個人住民税のウエイトが高くなっており、税源移譲の進展や税負担の公平確保の必要性から収入率の向上及び滞納額の解消は重要かつ緊急の課題となっております。

税源移譲につきましては、市民の皆様にご理解いただくために市では1月15日号の広報に掲載したほか、現在行っております申告相談時でも説明をいたしております。また、市・県民税の納付通知書を送付する際にもわかりやすく記載したパンフレットを同封して幅広く周知いたし、ご理解をお願いしてまいります。

全国的にも地方税が伸び悩む中、いずれの自治体でも税収確保のためさらなる徴税努力が求められており、こうした状況で税源移譲等を通じて地方税の重要性が増していくに伴い、市と県の双方が組織全体として共通認識を持ち、なお一層連携を図り、合同滞納整理や直接徴収などで徴収力を強化し、収納確保に努めているところであります。

税源移譲によって滞納額の増加が懸念されますが、新規滞納者が発生しないよう的確な納税催告・指導を充実させるなど万全を期してまいりたいと存じます。

今後は、徴収担当職員の徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図り、徴収体制強化に向けた新たな広域システムの組織・体制についても種々検討を行いながら税収確保に努めてまいります。

次に、大きい2番の4種類の財政指標の公表義務についてであります。昨年12月に新しい地方財政再生制度研究会の報告書の中で提言されたものであります。

これは、住民のチェックという自治本来の機能を発揮することにより、地方公共団体の財政規律の強化を図っていくという趣旨のもと、実質収支比率、実質公債費比率のこれまでの指標に加え、公営企業を含む全会計の連結実質収支比率、さらには公営企業、第三セクター等への負担を含めた将来負担比率の4指標について、毎年度公表を義務づけようとするものであります。

本市の財政状況を見ますと、地方交付税の減少等により今後も財源不足が続くものと予想され、経常収支比率の上昇、市債残高の増高に加え基金残高の減少と、極めて厳しい財政運営を強いられるものと認識しているところであります。

17年度決算で、本市は実質収支が赤字ではありませんので「実質収支比率」と申し上げますが、普通会計では4.6%で適正である3～5%の範囲内です。連結方式を取った場合の企業会計の取り扱いなどについて詳細が示されていないことから、企業会

計を除く一般会計及び15の特別会計を連結して仮に算出した場合、7.7%となります。

また、18年度より新たに導入された実質公債費比率は、17年度決算において15.9%と県内13市のうち6番目に位置し、18%以内であることから、市債を借りる際には許可団体から協議団体へと移行したものであります。

今後とも経常経費の節減など歳出の抑制に努めていくのはもちろんであります。過疎債や合併特例債など交付税算入率の高い有利な地方債の活用で、連結して算出される各種指標でも急激に上昇することはないと見込んでいるところであります。

また、新たに導入される将来負担比率については、まだ数式等不透明な段階であります。公営企業における市債残高、第三セクターへの負担や債務も加味しての算出が予想されることから、市全体の実質的将来負担が明らかにできるものと思われず。

今後は、より一層、公営企業や第三セクターに係る経営状況の把握と連携に努めながら、市民の皆様への説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、関係法案が今国会に提出され審議されるところでもあり、今後、国や県の動向を注視しながら適正な対応と健全な財政運営に努めてまいり所存でありますので、よろしくご理解の上、ご指導くださるようお願い申し上げます。

次に、大きい3番目の雇用の場の確保であります。

地域経済については、業種間格差や企業規模格差があるものの地域の主力産業である電気機械器具製造業が堅調に推移しており、管内の1月末現在の有効求人倍率も0.67倍と全県を上回るなど、景気回復が本地域にも波及してきていると感じております。

また、県内の1月末の新規高卒者の就職内定率は、過去9年間で最高の89.3%となっております。反面、県内への就職割合は平成以降最低となっております。これは、全国的な景気回復や団塊世代の大量退職を背景に首都圏企業からの求人が好調で、相対的に求人条件のよい県外に就職を希望する生徒がふえてきているのが要因と考えられます。

このような中、本市の産業振興については地域の産業構造の変化を踏まえ、農工一体となった取り組みや観光産業の振興にも重点を置きながら地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。加えて、ことし秋田わか杉国体が本県で開催されることを絶好の機会ととらえて、観光や特産品のPRにも努めてまいります。

また、本県の脆弱な産業構造を重層化するため、県では航空機産業の育成に力を入れており、基盤技術がある本市企業においては既に受注していることから、今後のすそ野の広がり期待をしております。

企業誘致についてであります。これまでも県が主催する首都圏誘致済み企業との懇談会や、東京・大阪・名古屋で開催される企業立地説明会及び地元誘致企業などの情報交換を通じて積極的な誘致活動を行っております。

なお、県営本荘工業団地には既に企業3社が立地しておりますが、今後、進出に向けた調査活動を行っている企業も何社かあると県から伺っております。

地域経済の回復の兆しが見え始めた本地域への企業誘致実現のため、県とさらなる連携を図りながら、今まで以上に誘致活動を行ってまいり所存であります。

次に、大きい4番のコンパクトシティー構想、(1)のコンパクトシティーを基本コンセプトとして、総合発展計画やマスタープランに明確な提示と基本計画の策定についてであります。今日の地方都市において大型店の郊外進出や都市機能の拡散により

中心市街地の衰退が著しく、本市においても古くからの商店街が衰退し、シャッターをおろしている店舗も多くなっている状況であります。この中心市街地の衰退や高齢化等の課題に対して発想されたものがコンパクトシティであり、都市の郊外化・スプロール化を抑制し、徒歩生活圏が確立された都市形態を目指すものと考えております。

また、国におきましても都市機能の無秩序な拡散に歯どめをかけ、多くの市民が暮らしやすい都市機能をコンパクトに集約したまちづくりを実現しようとしてまちづくり三法を改正しており、今後のまちづくりの基本としております。

本市におきましても市の総合発展計画や国土利用計画にコンパクトなまちづくりを目指す旨、記載されておりますが、現在策定しております都市計画マスタープランにおきましてもコンパクトシティ構想を盛り込んだ内容としてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、(2)の今後の財政的支援についてお答えします。

これまでのまちづくりに関する国や県の財政的な支援につきましては、大きく分けて補助事業、交付金事業などからなっており、事業によりその補助率が細かく規定されております。

平成16年に創設されたまちづくり交付金事業は、これまで補助事業や交付金事業の対象にならない事業を含め、最大で4割の補助が得られるものとなっております。補助率は通常の5割よりは低いものの、これまで補助対象事業とならないものも補助対象になる事業であり、総体的には有利となると判断し、導入したところであります。

また、ご質問にありました改正されたまちづくり三法の1つであります中心市街地の活性化に関する法律に基づき、中心市街地活性化基本計画の認定を受けた場合、ソフト事業を中心として国からの集中的な援助が受けられることとなっておりますが、現在、まちづくり交付金事業により事業を実施しており、次の施策の展開に当たっては認定中心市街地活性化基本計画の策定を視野に入れ検討してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いします。

次に、(3)各地域インナーリングの活性化計画と実施についてお答えします。

私は合併以来、新市まちづくりの考え方として、各地域の均衡ある成長発展が基本であることを申し述べてまいりました。平成18年9月議会での村上議員のご質問にもお答えしておりますが、各地域がその特色を生かして、それぞれのまちなか居住に対応できるよう、新市まちづくり計画を包含した総合発展計画における諸施策に基づき、その整備を進めてまいります。

また、これら事業の財源につきましては、まちづくり交付金事業や国庫補助などの個々の事業に適したものを選択してまいります。

次、(4)の本庁舎の移転についてお答えいたします。

ご質問の本庁舎の移転につきましては、コンパクトシティ実現を基本的な課題ととらえる中で本格的な少子高齢化時代を迎えた現在、地方都市における中心市街地のあり方を踏まえ将来を見据えた構想が必要であると考えておりますので、今後、庁内にプロジェクトチームを設けて検討する一方、議会並びに市民の皆様にご説明申し上げ、ご意見をいただくようにしてまいりたいと存じます。

同時に、合併効果を発揮するために行政改革を積極的に推進しているところであり、

本荘地域の市民からは本荘総合支所の業務を本庁に統合されたいとの声もあり、今後これらの要望や行政機構のスリム化等の面からも本荘総合支所と本庁の一元化についても検討すべきと考えております。

次に、5番の市観光振興策について、1つ目は観光地域づくり実践プランのアクションプログラムについて、2つ目は支援パッケージとしての観光振興計画とのリンクについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

観光地域づくり実践プランにつきましては、秋田・山形両県と酒田市、遊佐町、にかほ市、本市及び観光関連団体等が広域連携による観光推進を目的に環鳥海地域観光交流推進協議会を立ち上げ、それぞれのプランを合体し、全体の計画としてまとめたものであります。これが平成17年11月に国交省の認定を受けまして、その後アクションプログラムを作成しております。

協議会では、鳥海山ろくで構成する地域として「豊かな自然とじっくり向かい合える空間で、地元の人々の交流を通じ、心や身体を元気にしてもらうこと」を目指すものとしており、エリアにおける観光客の増加を図るためのテーマに「癒しのふるさと・鳥海隠れ家ツーリズム」を掲げた計画であります。

アクションプログラムにつきましては、実施期間を平成18年度から22年度までとし、事業名、事業の概要、観光戦略との関係などを記述しています。

本市にかかわるプランの内容としては、まちづくり計画に上げている事業であり、既に着手しています観光案内板の整備、矢島スキー場整備、浜館公園の整備、青少年旅行村整備、水辺プラザ整備事業と、今後進めてまいります天鷲郷整備や総合ミュージアム建設事業などあります。

(2)の支援パッケージとしての観光振興計画とのリンクについてであります。鳥海観光地域づくり実践プランが認定されたことにより、国交省では所管の道路整備のほかハード・ソフト施策について総合的な支援を行うものであります。それ以外については、NPO団体等が実施する事業に対して一部補助がありますが、それぞれの事業について直接支援されるものではありません。したがって、今回策定しました本市観光振興計画の事業に対して直接リンクする部分はありませんが、今後関係機関とリンクの可能性を協議してまいります。

また、観光地域づくりに関する観光ルネサンス補助事業についてであります。これは外国人観光客の来訪を促進するため、民間組織が観光計画を策定し、認定を受けることにより国の補助支援があるものであります。この対象となる観光地の活性化に取り組むNPOを含む公益法人ATAにつきましては、現在のところ本市に該当する民間組織はございませんので、今後育成を含め検討してまいりたいと存じます。

次に、(3)の北前船構想への対応と取り組みについてお答えします。

北前船コリドール構想につきましては、昨年3月酒田市で、5月には秋田市でフォーラムが開催され、両会場で2,000人を超す市民が参加するなど機運の高まりがみられたところあります。

この構想を受けた実践行動と位置づけられているのが、市民参加型の株式会社「北前船」の設立であります。庄内地域では昨年9月に発起人準備会が開催され、12月には株式会社「北前船庄内」が設立されたところであり、秋田でも昨年12月に地域おこし会社

「北前船秋田」の設立発起人会の初会合が開催され、設立に向け準備を進めており、将来は統合して経済振興に当たる予定と伺っております。

また、北前船コリドール構想に基づいた各種活動を支援する組織として北前船コリドール経済・文化会議がこのほど発足し、株式会社「北前船庄内」と「北前船秋田」の連携促進により秋田、庄内両地域の一体的経済・文化振興を目指すとなっております。

北前船コリドール構想では、庄内から男鹿半島までの特産品を全国的に通用する「北前船ブランド」として情報発信することや広域観光事業の推進を目的としており、「北前船秋田」の早期設立を期待しておりますが、市では、これまでも日口沿岸市長会構成市などと地域間連携を推進してきており、北前船構想についても市の観光や産業振興を図る上で必要な場合は連携してまいりたいと考えております。

次に、大きい6番の渇水対策についてであります。

暖冬の影響で、この冬は雪が大変少ない状況となっており、国土交通省秋田河川国道事務所や地方気象台の資料等によりますと、山間部の降雨・降雪量は昭和60年から20年間の平均の5分の1程度となっており、このうち最も少なかった平成元年と同じような状況ということであります。

このような状況で今後も経過しますと、農業関係については代かきなどのかんがい用水が不足するのではないかと心配されますが、子吉川の流量は現在一定量が確保されており、農作業への必要量は確保可能の見通しであります。

市では、2月末にため池貯水量について山間部の一部箇所を除く113カ所の調査を実施しておりますが、ほぼ平年並みの状況となっております。今後の降雨の状況では農作業への影響も想定されますので、ため池の取水口等の管理の徹底による無効放流の防止などを関係者に呼びかけながら推移を見てまいりたいと考えているところであります。

また、水道水につきましても、ことしは水源付近の積雪が少なく水不足が懸念されるところであります。本市の水道施設は小規模河川やため池を水源としているところが多く、春先の雪解け時の水量が例年に比べ減少するものと予想されます。

しかし、水道の需要期は夏場であり、梅雨時期の降水量が水源に大きく影響するため、上水道、簡易水道とも河川管理者や土地改良区等農業用水関係機関との連絡を密にし、春先から効率的な水運用に努め、夏場の需要期に向け万全の体制を整えてまいりたいと思っております。

これに加え、企業誘致のことを考えあわせますと、改めて鳥海ダム必要性を痛感するものであります。国では今後、環境影響評価手続きと基本計画作成を進めるとのことです。市といたしましては、関係機関と連携を取りながら引き続き早期建設着手に向け国・県に強く要望してまいります。

次に、大きい7番の学校教育環境については教育長からお答えをいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 村上亨議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

7、学校教育環境について、（1）市学校教育環境適正化検討委員会の検討内容、実施見通しについて（通学区域など）にお答えいたします。

本市の小中学校の児童生徒数の今後5年間の推移を見ますと、平成19年度の児童生徒数が約7,000人で、5年後の平成24年度には約6,100人でありますので、約900人弱の減少が見込まれております。これにより複式学級の増加が見込まれるとともに、配置教員数の減少等、学校規模の縮小に伴う教育環境に大きな変化が生じることが予想されます。

そこで本市では、既に昨年8月29日に各地域、各層からの委員で構成される由利本荘市学校環境適正化検討委員会を立ち上げ、これまで3回の検討委員会を開催してまいりました。

将来を担う児童生徒にとって望ましい学校環境はどうあるべきか、適正な学区の設定や学校規模等の学校環境及び校舎の利用などについて総合的に検討し、さらに学校関係者や保護者へのアンケートを2度にわたって実施し、意見集約に努めてまいりました。

本検討委員会からは、これらの調査結果をもとに、合併によって広域化した本市の児童生徒の学校環境整備のために当面は適正な学校規模や通学区域の見直し、さらにはまた、長期的な展望に立った統廃合の必要性等について率直な意見をいただいております。

今後のスケジュールといたしましては、5月ごろをめぐりに第1次提言をいただく予定となっており、あらゆる機会をとらえて各方面の幅広いご意見をちょうだいし、子供たちの夢や希望をはぐくむ望ましい教育環境の整備に努めてまいります。

次に、(2)給食未納問題についてでございますが、学校給食費については、学校給食法の規定により食材費等は保護者が負担することと定められております。しかし最近、保護者が学校給食費を未納している問題について、各学校や市町村教育委員会等が対応に苦慮している事例が多く報道されております。

さて、本市における未納の実態でございますが、昨年度の平成17年度末では未納している児童生徒数は、小学校が14人、38万6,058円で、その率は0.14%、中学校が13人、36万7,425円で0.24%で、小中全体の未納率が0.18%でありましたが、今年度の平成18年度は年度途中の1月末段階ではございますが、未納している児童生徒は、小学校が155人、337万1,025円で1.64%を占め、中学校が87人、188万1,089円で1.49%で、小中全体の未納率が1.59%になっております。その傾向は大規模校に多く見られますが、3月末までには昨年と同様の収納額を確保できると見込んでおります。

教育委員会といたしましては、学校給食が教育の一環である食育として実施されるためには保護者に適切に負担をしていただくことが不可欠であるという認識に立ち、その対応策を講じているところでございます。

具体的には、各校とも電話をしたり、督促状を配付したり、また、学級担任を初め学年主任や給食主任が家庭訪問をしたり、ときには校長や教頭が直接保護者と連絡を取って納付を促すなど、児童生徒に不安を与えることのないよう十分な配慮をした手続きをとって未納の解消に努めておるところでございます。

しかしながら、現在のこうした状況を踏まえ教育委員会の対策として、1つには、各校で学校給食運営委員会やPTA総会時に学校給食の意義や果たす役割を保護者に今まで以上に認識していただくとともに、学校給食費の納入状況を示し、給食費の未納を保護者全体の問題として取り組んでいただきたいと思います。と思っております。

2つ目は、各学校の未納状況を随時把握し、学校と教育委員会の連名で督促状を出したり、どうしても納入について理解していただけない保護者に対しましては、当該学校

の教職員と教育委員会の職員による未納者訪問班などを編成して家庭訪問をしたりするなど、連携した取り組みを考えております。

3つ目として、経済的な問題により学校給食費を未納している保護者に対しましては、生活保護による教育扶助や就学援助制度の活用を奨励するなど、就学援助事業の周知と充実に努めてまいります。

いずれにいたしましても、今後も家庭の実情や子供への影響などに十分配慮しながら、各学校と連携を密にして未納の解消に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 26番村上亨議員、再質問ありませんか。26番村上亨君。

26番（村上亨君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、26番村上亨君の一般質問を終了します。

この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時20分 休 憩

午後 1時20分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。25番土田与七郎君の発言を許します。25番土田与七郎君。

【25番（土田与七郎君）登壇】

25番（土田与七郎君） 25番、研政会の土田与七郎であります。平成19年第1回由利本荘市議会定例会において、議長より一般質問のお許しをいただきましたので質問をさせていただきたいと思っておりますが、通告をしております大項目6点についてお伺いをいたしますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

傍聴席の方、満杯になっております。午前中から傍聴しております方が午後にも引き続き傍聴していただいております。この日に一般質問できますことを大変光栄に思っております。今後こういうことで市政、あるいは市議会に対して市民の皆さんが関心を持たれるということは大変結構なことでもありますので、今後ともよろしくお伺いをしたいと思っております。

それでは質問に入らせていただきます。

初めに、施政方針について、その中から2点についてお伺いをいたします。

今定例会の初日に市長より平成19年度の施政方針が示され、市政運営についての所信が述べられました。その中で、新しい時代への希望を求めた合併も満2年となり、今後激しくなろうであろう都市間競争に勝ち抜くことのできるまちづくりを目指していること、依然として厳しい地域経済の中で強い意思を持って向かう「まちの力」が重要であること、誕生期から創成期へと進む平成19年度においても全市民の力を結集して、目標とする「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）」実現に向け邁進すると決意を述べられております。心強く感ずるとともに、さらに一層のご努力を傾注され、市政発展のためご尽力されることを望むものであります。

質問1つ目の地域自治区長制度の廃止については、これまでの数多くの市民の方々のご意見を踏まえ、早く自立の道を選択することがこれからの市のたくましい地域づくりに役立つとの考えから、この任期をもってピリオドを打ちたいと述べておられます。

区長制度については合併協議会での要・不要論の熱の入った議論の結果、地域の不安解消のため設置することとし、新市となってから制度の発足をみたものであります。合併協議会長として協議をまとめ、初代市長として区長を任命した当事者として、施政方針で述べられた制度の廃止に当たって「我が胸のうちは万感のきわみであります」とする市長の心境は察するものであります。

私たち研政会では、昨年3月から合併後の各総合支所管内の地域事情をお互いに勉強することを目的に移動例会を行い、区長、総合支所長初め課長方からの説明や現場視察を行い、また、意見交換も実施してまいりました。このときの各区長方の地域に対する誇り、そして熱い思いを強く感じてきたところであり、その努力が大きな成果を生み、今、一つの合併後の区切りとしてその時期を迎えたものと受けとめております。区長各位の地域の不安解消のためのご努力に敬意を表するものであります。

その後、区長制度が廃止となった場合、その職務の一つであった住民意思の集約とくみ上げなどは今後総合支所が直接担うことになることから、どのような考えと体制で対応をしていくのか、また、総合支所機能、総合支所長の裁量、総合支所の調整、あるいは地域行事への出席とあいさつ、そして地域審議会のあり方などについて伺うものであります。

それから2つ目であり、管内の雇用環境の改善状況と企業誘致課の取り組みについて伺いをいたします。

施政方針で市長は景気動向について、県内の企業の多くはまだ景気回復を実感できず厳しさが残っているとしながらも、本地域の経済状況においては電気、機械関連を中心に生産、設備投資も増加傾向にあり、雇用環境も改善基調にあるとしています。確かに新工場を建設し増産体制を敷いている企業や、あるいは工業団地への進出を計画しているとされる企業の話など改善基調を裏づけるものであります。また、県の航空機産業の育成を目指した事業に呼応して本市企業においても航空機産業への参入の動きもあるとし、市長も述べているように、そのことにより本市の地域経済のトンネルからの脱出ができることを願うものであります。工業団地進出企業の件については一部新聞報道もあったわけですが、情報が錯綜しており、特に現在工場のある地域では従業員とともに大きな不安が広がっている状況であります。住民の不安解消のため、行政としてできる範囲での情報提供をしてほしいと願うものでありますがいかがでありますでしょうか。

また、電気、機械関連以外の業種の状況についても、どう把握し、とらえているのかお尋ねいたします。

企業誘致課も設置当初は地元企業の現状の調査と把握からとしておりましたが、状況の調査はもう既に終えたものと推測されます。景気回復の兆しがある今、チャンスであり、積極的な取り組みとセールスを期待するものですが、今後の雇用拡大に向けた取り組みに対する方針を伺います。

大きな項目の2つ目であり、議会及び市民に対する当局の説明責任について伺いをいたします。

これまで委員会審査や議会本会議でも多くの質問や意見があったわけですが、特に質問や意見が続出したり議会軽視とか議会無視などの批判も出る事態や、常任委員会での否決、そして議案の撤回に至った事件もあったわけであり、なぜそのような事態に

なったのか、議員の立場で考えてみますと理由は幾つかあるわけではありますが、議案そのものの可否は別として、提案に至るまでの過程、つまり議会に対する説明不足と、それまでの経過の報告がないこと、そして提案の仕方が、そのような結果を招いた一つの原因であると考えております。事務的ミスでおさまる問題でもありません。市長の提案権は保障しつつも、これから進めようとしている、あるいは進めている事業の中身をよく説明し報告することが理解を求める最大の前提となるわけでありますので、由利本荘市として必要とする事業の遅延を招かないためにも当局の真摯な対応を強く望みたいと思います。これまでの反省も踏まえ、今後の説明責任のあり方について市長の見解を伺うものであります。

3点目であります。農地・水・農村環境保全向上活動支援事業についてお伺いをいたします。

平成19年度から本格的に始まる農地・水・農村環境保全向上活動支援事業については、国が同じく19年度から始める品目横断的経営安定対策と並んで農政の車の両輪と位置づけている事業であります。

秋田県でも、地域住民を初めとした多様な主体が参画する地域共働のこうした取り組みを「水と緑に包まれた秋田のふるさとを守り継ぐ県民運動として推進していく」とし、その必要予算を今、県議会に提案しているようであります。農地、水資源の管理には、これまでそれぞれの地域の先人先輩たちが大きな努力と費用を投下し、改良または維持し続けて現在に至っているという歴史があります。しかし、農村の混住化と、また後継者不足、高齢化など農業そのものの活力低迷から生活、用排水路としての農業用以外の機能も持つかんがい用水路は、その管理、維持に大変苦勞しているのが現状であります。このようなことから農村環境を地域ぐるみで守るといふこの事業は、取り組み方、活用の仕方によっては非常に有効な農村振興策と考えております。

そこで1点目として、平成19年度、市内の取り組みを予定している組織及び対象となっている予定面積、予定交付額など取り組み状況を伺いたいと思います。

次に2点目ですが、非農家も巻き込んだ地域一体型の農村環境保全活動が期待されるわけですが、これを契機に農村混住社会にあっての共働・共生の地域づくりが推進されなければなりません。例えば水利組合や農地管理組合などはもちろんのこと、地域内にある各団体、老人クラブ、婦人会、子供会、あるいは農業以外に用水を利用している流雪溝組合や町内会なども参加の対象となり得、まさに地域ぐるみの活動であります。そうした住民の意識を誘導しつつ、成果の上がる事業展開ができるよう行政の指導を期待するものであります。これに対する当局の計画と見解を伺います。

3点目は、この事業を進めるに当たり地域の実情に合った取り組みをねらいながらも、数あるメニューの中でその計画づくりに苦勞しているようであります。平成18年度のモデル地区も参考にしながら、由利本荘市版、あるいはそれぞれの地域版としてのモデルケースを提示できないものか。また、事務会計処理も煩雑になることから事務会計処理を農業法人などの団体に外部委託できないのか伺います。

次に、大項目の4つ目であります。地産地消の推進についてお伺いをいたします。

地産地消は地場産品の消費拡大運動だけでなく、食文化の継承や子供たちへの食育、安全・安心、顔の見える生産消費活動など食生活に対する関心を高める役割を果たして

おり、生産・消費の共生、連携を踏まえた活動であり、重要なテーマでもあります。今や全国的にその運動が取り上げられ、そして実践され、各地の農業活性化や地域活性化に一役買っていることは言うまでもありません。

また、今問題になっている地球温暖化に少なからず食生活も加担しているとの新聞記事がありました。食料を輸送する際に使用されるエネルギー消費によって排出される二酸化炭素等の温暖化ガスが影響しているとのことであり、輸送の量と距離を掛け合わせて出す環境への負担を数値化したものによると、輸入物を主体に消費した場合、地場産の物を消費した場合に比べて27倍の負担になるということでもあります。また、環境白書によると、地場産に比べて輸入物の消費による二酸化炭素排出量は10倍にもなるとし、報告されております。

先月、産業活性化議員連盟の研修会がありましたが、講師の先生のお話によると、地場生産、地場消費から地産地消という名前が生まれたこと、秋田県がその発祥地であること、そして管内では現在26の直売所、25の生産加工グループがあり、平成17年度の販売額が4億7,400万円に達しているということを知ることができました。地産地消といっても直売所や、あるいは大型店の直売コーナー、学校・施設の給食への食材の供給などがありますが、研修の中から推進のための課題として感じた点を伺うものであります。

地域性のある商品開発への支援についてであります。今や各直売所も地域、消費者からも認められ軌道に乗って運営をされております。それぞれが工夫をし、知恵を絞って地元の原材料を使用した加工品に挑戦しており、とても頼もしく感じられます。今注目されている米粉を原料とした加工品や、現在、鳥海地域で研究され、地元の高橋和子議員も強く推奨している古代米を使ったお酒、いわゆる「古代米どぶろく」などはこの特区制度の活用によって非常に可能性のあるものだというふうに思います。鳥海地域は御存じのように温泉地域でもありますので、大変喜ばれるのではないかとこのように考えております。それぞれの地域に、それぞれに目玉商品となるものの必要性を感じておりますが、新しい商品開発には時間と経済的リスクも大きく、なかなか大変なのが実情と思われまます。

そこで、審査委員会による新商品となり得るものなのか判断する仕組みにより、直売グループの加工品と地元商工業者による地元の原材料を活用した新商品開発を促進する特産品開発支援事業の立ち上げを望むものですが、その考えはないのか伺います。

また、農林水産省では平成19年度の新規事業として地産地消モデルタウン構想事業の予算を計上、食材の地場流通を進めるモデル地域づくり支援を全国から公募して行うとしております。本市でもこの事業に取り組む考えはないのか伺います。

また、地場産物の地場消費から始まったこの運動も今やすっかり地域に根差したブランドとなりました。しかし、安全・安心の顔の見える地産地消のイメージを保ちつつ、地元の消費者のニーズをつかんだ商品化を図るなど、これまで以上に商品としての認識が必要であり、「地産地商」商品としての「商」であります、それへの意識改革を生産者グループ、県関係機関との連携により進める必要を強く感じますが、市としての対応と見解を伺うものであります。

5番目であります。幼保一体型の子育て支援施設「認定こども園」の構想についてお

伺いをいたします。

昨年10月、幼稚園と保育園の機能を兼ね備えた認定こども園制度がスタートし、秋田県では5施設が認定を受けております。全国でも先進的な秋田県は、これまで井川こどもセンターを研究指定園に、秋田経法大付属幼稚園を研究モデル園として幼保一体の指導のあり方、連携の推進、親の育児力の向上、子育て支援ネットワークの構築などをテーマに研究をしてきたところでありますが、幼稚園と保育園の垣根を取り払い双方のよさを取り入れ、幼保一元化した子供のための視点に立った子育て支援のあり方として注目されております。全国では10月に条例を施行したのが21道府県、26都府県では今後条例案を提出予定としており、また、今後の申請見込み園数は平成18年度中に100件、平成19年度以降は500件が見込まれているとしております。これは、子育て支援の構造改革特区ともいべき事業であり、親や地域、そして幼稚園、保育所のニーズを見定めながら、少子化対策、子育て支援に力点を置く本市にとって取り組みを検討すべきと考えますが、その構想はないか、市長の見解を求めるものであります。

最後に、国道108号前杉トンネルの早期着工について伺いをいたします。

国道108号前杉トンネルについては、平成16年3月に通行中の1台の車が崩落した土砂に巻き込まれ、車もろとも下の子吉川に転落し、女性1名の尊い人命を奪った崩落事故が発生してから、県でもトンネル化に向けて具体的な計画に入り、調査、設計を実施しております。平成16・17年度に数回、用地関係者に計画と用地についての説明会や現地立ち会いが行われ、協力要請がなされております。その後、ボーリング基礎調査において地すべり地が確認されたことから、当初の計画事業費より増額となることが見込まれるため、現在事業の進展がストップ状態であります。

この地区の現在の道路は狭隘で歩道もなく、大型車が交差する際は通学の児童生徒、地域住民の歩行者は身動きの取れないほど危険な状態であり、現在は児童生徒の通学は禁止している状況であります。

用地関係者の話によりますと、道路用地となっている水田に平成19年度、ことしも作付予定とのことであり、用地買収の話はまだないということであります。このままでは平成23年度完成の予定が大幅なおくれとなる心配があることから、早期着工に向けた市当局の強力な促進方、要請、陳情活動を願うものであります。現在のその状況と今後の見通しについて伺いをいたします。

以上、大項目6項目について質問をいたしました。ご答弁の方をよろしくお願いを申し上げます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 土田議員のご質問にお答えします。

初めに、自治区長制度の廃止と総合支所機能及び今後の地域の意思集約、くみ上げ方法についてであります。区長制度につきましても、合併に当たって地域の不安を取り除き地域の均衡ある発展に資するため、住民意思のくみ上げや市長への意見具申などを行うこととして設けられたものでありましたが、これまで十分その職責を果たし、大きな成果を上げていただいております。

地域で行われる各種行事への出席については、私、助役、区長が行ってまいりました。

今後は支所長にも代理として出席させることもあろうかと存じますが、業務に支障が出ないように十分調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

地域住民の意見のくみ上げにつきましては、地域協議会を初めとして各地域で開催される市政懇談会、市長とまちづくりを語る会などを通して市民の意見のくみ上げを図り、日常の課題については総合支所長を通じて対処することで広範な行政区域における行政と市民との結びつきはこれまでどおり確保し得るものと考えております。

次に、管内雇用環境の改善状況と企業誘致課の取り組みについてお答えいたします。

企業進出の件につきましては、さきに村上議員にお答えしましたが、具体的な内容が判明した段階で関係者にいち早く情報を提供していきたいと考えています。

次に、他の業種の状況についてであります。主力の電子部品の生産活動が持ち直すなど総じて堅調を維持しているほか、雇用情勢は緩やかな改善基調が続いており、他の業種についても一部暖冬の影響があるものの底がたい動きが見られ、緩やかな回復傾向が続いているものと推測されます。

また、航空機産業については本市企業が既に受注していることから、今後のすそ野の広がりに期待をしています。

今後の雇用拡大に向けた取り組みについてであります。まずは雇用の維持の観点から誘致済み企業を中心に地域に根差していただくことが最も重要であることから、企業訪問活動を通してのフォローアップや企業ニーズの把握、企業誘致につながる情報交換に引き続き努めてまいります。

次、大きい2番の議会及び市民に対する当局の説明責任についてお答えします。

議会への議案の提出に際しましては、これまでも関係各課等との合議も含め十分に検討を重ねながら提案してまいりましたが、残念ながら昨年は議案の撤回があり、議員の皆様にご迷惑をおかけしたところであります。

議会に提案する議案はもとより、市の将来像、政策及び施策等に関する重要案件などにつきましては、これまでも議会全員協議会や定例の議会との連絡会議などあらゆる機会を通じて議員の皆様にご協議いただいております。今後はさらに現状を把握していただくための報告を徹底し、十分にご理解をいただきながら事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

また同時に、市民に対しましてもこれまで同様わかりやすい市政情報を提供していくとともに、積極的な市民の参画による透明性の高い行政を目指していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次、3番の農地・水・農村環境保全向上活動支援事業についてでございますが、(1)の市内の取り組み状況、(2)の農村混住社会の中で地域共働共生の意識、(3)のモデルケースの提示などのこの3点につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

この事業は平成19年度から新規に導入されるもので、実施要望している活動組織は、規約や活動計画書を3月下旬まで取りまとめることになっております。

本市では、本荘、矢島、由利、大内、東由利及び西目の6地域で、対象農用地面積約2,700ヘクタール、46組織が要望している状況にあり、交付単価は当初予定のとおり10アール当たり4,400円に決まり、交付総額は約1億1,800万円となる見込みであります。

この事業は「水と緑に包まれたふるさとを守り継ぐ運動」として、地域の資源や環境を保全し、農業の持続的発展につなげようとするものでありますが、地域ぐるみの共同活動の実践により、共働共生の意識の高揚にも重要な役割を担うものと考えております。

市では、実施状況の確認などを行うこととなりますので、地元活動組織と連携を図りながら地域の特色を生かした事業が展開されるよう積極的に対応してまいりたいと考えております。

モデルケースの提示についてであります。平成18年度に本荘地域で実施している薬師堂及び船岡地区の活動事例や秋田県地域活動指針などを参考とし、地域の実情を踏まえた対応をお願いしたいものと考えております。

事務会計の外部委託につきましては、土地改良区や農業生産組織等が活動組織の構成員となり交付金事務を行うことは可能ですので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

次に、大きい4番の地産地消の推進について、(1)の地域性のある商品開発への支援、(2)の地産地消から地産地商への意識改革をであります。関連がありますので一括してお答えします。

地産地消の中心的存在である直売所は、消費者と生産者との顔が見え、話ができる信頼関係が定着し、現在、市内の各地域で売り上げを順調に伸ばしております。

本市においては、これまで農家の所得向上を目的に複合経営を積極的に推進し、新規作物の開発や農作物への付加価値をつけるための加工品の開発に取り組んでまいりました。特に、農産品を中心とした特産品の取り組みとしては、各地域で消費者ニーズに対応すべく新商品の開発に努めているところであり、中でも地元産米での「揚げもち」、中央のワイドショーにも紹介されました「松皮もち」は、特に女性を中心に人気を得ているところであり、さらには県とともに開発した「山芋まんじゅう」や来年度新たに取り組む「カナカブ」が代表的なものであります。

また、去る2月22日に開催した由利本荘市アグリビジネスフォーラムには、市内の直売所や加工グループから多数の方の参加をいただき、新規作物の導入や魅力のある加工品の開発を目指し、さらなる取り組みを開始したところであります。

今後の地産地消の推進に当たっては、直売所・加工所や商工業者などと連携を強化し、地域の特性を備えた加工品の開発や販売促進などを引き続き支援してまいります。

農水省の新規事業である地産地消モデルタウン構想事業は、農業、給食、商工、観光等が一丸となり地域全体で事業に取り組むもので、ハード面では加工施設・直売施設・交流施設のうち、いずれか2つ以上の複合施設を整備する事業であり、採択箇所が全国で3地区と伺っています。現在のところ、国・県から事業内容の具体的説明がないことから、今後詳しい内容を確認した上、対応を見きわめていきたいと考えております。

また、地産地消につきましてもマーケティングと商品開発は大変重要であり、県事業や県の指導研究機関とも連携し、商品開発を通じて農家の意識改革を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、大きい5番の幼保一体型の子育て支援施設「認定こども園」の構想についてであります。認定こども園は保護者の就労の形態にかかわらず、保育に欠ける子供も欠けない子供も受け入れて教育及び保育を一体的に提供する機能を持つ総合施設であり、秋田県では全国に先がけて昨年10月以降現在まで5カ所を認定こども園として認定して

おります。

本市では、幼稚園を運営する1学校法人が認定こども園の開設を目指しておりますが、幼稚園においても預り保育等が実施されており、また、保育所においても就学前の指導が行われていることなどから、認定こども園への移行についてはそれぞれの経営主体の判断にゆだねてまいりたいと考えております。

本市としては、幼保一体化の重要性について十分認識しており、公立の幼稚園・保育所については国・県の動向と今後の推移を見守りながら検討する必要があるものと考えております。

最後に、6番の国道108号前杉トンネル工事の早期着工についてであります。県では、平成16年度から国道道路改築事業として事業に着手しております。これまで、計画路線の測量及び道路設計の作業を進めるとともに、計画路線区間の地質調査を実施しているところであります。この地質調査から、計画路線区間の地質状態が悪く、また、両側のトンネル入り口予定地が地すべり地形を呈していることから、さらに詳細な地質調査を実施するとともに、コスト縮減を図りながら安全で確実な工事とするための詳細な検討作業を現在鋭意進めていると伺っております。

いずれにしろ前杉地区のバイパス整備は大変重要な課題でありますので、早期完成の実現に向けて事業促進を強力に要請するとともに、国道108号整備促進期成同盟会においても引き続き要望してまいります。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 25番土田与七郎議員、再質問ありませんか。25番土田与七郎君。25番（土田与七郎君） ご答弁をいただきましたが、二、三、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、施政方針の中の企業誘致に関する説明があったわけではありますが、確かに企業の方で詳細なそういう発表がなければ当然できないということは当然わかるわけあります。いろいろな差しさわりのあるということもわかっておりますが、ただ、新聞にも報道されたという件がやっぱりあるものでありますから、いろいろ地域にとっては大きな話題になって不安の種になっているということは事実であります。いろいろ話をされている、うわさをされているといいますが、そういう話をここでするのは差し控えたいと思っておりますが、由利本荘市全体としてそういう雇用の拡大につながるものであれば、これは当然それをよしとしなければいけないだろうというふうに考えておりますが、ただ、地域にとっては、もしその大きな工場がなくなるということになりますと、いろいろ経済的な面やいろいろな面での不安があるということも事実でありますので、その点を頭の中に入れておいていただいて、今後のそういった情報について、はっきりわかった時点での的確な情報提供というものをお願いをしたいというふうに思います。これは質問になりませんので、そういう要望ということにしておきたいと思っております。

それから1つ目の質問ですが、地産地消の推進について商品開発への支援を、今後とも支援をするという市長の答弁でありました。それで、支援はしてもらえるとということでも、私が質問をしている中に商品開発の支援事業、開発支援事業の立ち上げができないかという質問をしております。きょねんまででしたか県の事業で、振興局の事業でそういう事業があったわけではありますが、それが県の方で新年度に継続になっているのか

どうかちょっとわかりません。市としてそういった新商品の開発に対する新たな開発支援事業という立ち上げ、このことが可能なかどうか、この点についていま一度お伺いをいたします。

それから、最後の国道108号前杉トンネルの件であります。市長のお話にもありましたように、その地すべり地のことから現在ストップ状態であるというふうに私も申し上げましたが、このことについても非常に地域住民としては大変心配をしております。先ほどの誘致企業の話と絡んで、もし地元の企業が工業団地の方にとということで、結局200名の工場の従業員がもし本荘に通うということになった場合、この前杉トンネルの工事が、そのことを考えても早く早期着工、早期完成を望みたいということでもあります。そういうことからいろいろな団体・組織を通じながら頑張ると、早期着工に向けて頑張っていくという市長の答弁でありましたが、これについては市道ではなく国道であります。その骨となる幹線でありますので、どうかひとつ、もうひとつ強力に市長から県の方への働きかけをお願いしたいと思います。それに向けての市長の決意をひとつお願いをしたいと思います。

以上2点について再質問といたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） それでは土田議員の再質問にお答えしますが、まず1つは地産地消にかかわることではありますが、商品の開発ということ、非常に大事だと思います。そんなことで平成18年度ではアグリビジネスとしての一つの試行として、この間試食会を行いました。この地域で何か付加価値の高いそういうものがないのかということで進めてまいりました。これからもそうした意味でなお一層励んでまいりたいと、このように思います。またこの次、秋田由利牛のそうしたことも出てまいりますが、やっぱり私たちはこの地域での付加価値を高めること、それからもう一つは、やはり今申し上げたそうしたもろもろ、そういう意味では私は支援するというようなことを十分検討してまいりたいと、このように思っております。

それから前杉トンネルですが、あれはやっぱり矢島、国道108号沿線ばかりでなくて由利本荘市全体としても非常に重要な国道108号であります。そういう意味でも県に対しましてこれまで強く要望してまいりました。ただいま説明しましたように、あの前杉トンネルのあの箇所がですね、部分的崩落でなくて山そのものが将来的には全部崩落するのではないかなというふうな、そういう懸念もあるというようなことのようにです。それで県の方としては十分そこを調査したいといふような意向であります。ですから、そういうことで少し時間がかかるかもしれませんが、私たちはもし国道108号のあの箇所がそういうようなことがあってはならないし、もしあった場合はどういうふうな計画をするのか、県の方に慎重に早く、慎重にゆっくりでなく慎重に早く対策を立ててほしいと。これから国道108号期成同盟会としても強く要望してまいりたいと、このように思います。そのときには沿線ばかりでなくて由利本荘市全体として国・県に対して強く要望してまいりたいと、このように考えます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 25番土田与七郎議員、再々質問ありませんか。

25番（土田与七郎君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、25番土田与七郎君の一般質問を終了します。

この際、約10分間休憩いたします。

午後 2時09分 休 憩

午後 2時22分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。15番村上文男君の発言を許します。15番村上文男君。

【15番（村上文男君）登壇】

15番（村上文男君） 研政会の村上文男です。議長の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

午前中に質問された伊藤議員並びに村上議員の質問と類似のタイトルがございますが私なりの視点で質問させていただきますので、ご答弁よろしくお願いたします。

まず、大項目1、都市計画についてでございます。

（1）主要公共施設の整備計画についてであります。合併協議会で協議された数々の協議を踏まえ、平成17年6月には過疎地域自立促進計画の策定、続いて「共生・協働・創造」を市政推進の基本理念に躍動のまちをつくり上げる行政指針としての由利本荘市総合発展計画が昨年3月策定されています。これは平成17年から26年までの10年間で新市がなすべきこととして、101ページにわたって各分野の基本計画、後段には施策と主要事業名、具体的事業名も列記されております。この10年間で合併後の一体化を目指すための諸施策は多岐にわたりますが、大規模な事業計画も多数盛り込まれております。既に用地取得や位置などを特定し、基本設計まで進んでいるものはそれぞれの担当部署の説明により明らかになっているものの、何も見えてない事業も相当数あることは確かです。平成26年まで完結する前提がありますから順次明らかにするものと思われませんが、これらハード事業は単品で論議すべきでないと考えことから問いかけするものです。

これらの計画は全体構想を策定し、位置や規模、そして時期並びに予算等について、また、道路アクセスや利用度も含めての建設効果など大枠のシミュレーションを描き、相対の関連性を重視しての検討がなされるはずで、それらを市民に示すべきではないでしょうかということから、しかも単位部局での終結は問題が残るおそれがあることから、全体構想の上で総合的な判断が求められます。庁内、各機構、横断的な企画、そして調整と検討がなされなければ、バランスの取れない町並みであったり、あるいは利用価値を著しく損なうなどのおそれがあります。都市設計は計画から建設・運用・保守までの作業を一貫した事務の中で完結すると考えますが、いかがでしょうか。主要公共施設整備について、いつ、どのような機関をもって、どのようなプロセスの上に具現化を図るのかお伺いするものであります。

次に、（2）としまして旧由利組合総合病院跡地に建設の複合施設についてありますが、さきに全員協議会で説明された基本計画及び基本設計は、中心市街地活性化構想のランドマークとして、駅前地区にぎわいの起爆剤としてもふさわしい計画として評価いたすものであります。これまで旧本荘市が市民も交えての各種委員会で協議、検討されてきた跡地利用でしたが、今回のプランには、それらの意見を初め市民の多様な要望

も可能な限り盛り込まれていることから、その機能を十分に発揮できる運用によって施設価値が高まるものと期待するものであります。

しかしながら不本意なことは、敷地内の道路計画であります。この計画敷地は、東西南北4辺が県道あるいは市道に接しております。いずれの方向から進入した車も、あるいは歩行者も遠回りすることなくこの施設に到達できることから、その利便性はとても高いのであります。あえて敷地内に道路を取り込む必要は感じませんし、既存道路の通り抜け機能としてもわずかな距離の迂回で済むことですから、限られた面積にあってこの道路が必然であるかどうか疑問なのであります。

また、コンパクトシティーの中核をなす施設とはいえ、10キロメートル、あるいは20キロメートル離れた市内から車で来る市民は多数いることでもあり、十分な駐車場の確保は何をおいても望まれる条件です。計画の170台収容では相当不足と思われ、計画道路敷地面積には単純計算でも120から130台の駐車スペースが取れることとなります。また、説明では、企画ものの観劇などの場合は休日の開催が多いため本庁舎の駐車場利用を検討しているとありましたが、本庁舎についても移転の可能性があるとすれば、長期的には実質的にこのスペースは利用できないことも考えられるのであります。

以上のことから、道路の敷地内計画は歩道、自転車専用道でよいと考えるものですが、所見を伺いたいと存じます。

また、メディアライブラリーの説明が不足だったように思うので、その具体的姿を伺うとともに各種メディアのストックのためには本市輩出の文化人や企業人、あるいは著名人の協力を得て充実させるべきと考えますが、どのような計画で幅広い機能を持たせるのかお伺いするものであります。

次に、(3)本荘市街地1キロメートルインナーリング構想についてであります。これについても村上議員さんが触れられておりましたけれども、私なりの質問でまいります。

旧本荘市が中央地区土地区画整理事業に着手するに当たって、さまざまな協議機関を設け望むべきまちづくりを論議し、防災上の整備も含め、狭隘な道路の改良とともに当該地区の活性化のため市民の協力を得て整備を進め、都市機能の再生を図ろうとしています。

旧由利組合総合病院跡地活用として複合施設が計画され、基本プランが明らかになりました。まちづくり交付金事業導入で、施設のみならず周辺街路などの市街地機能整備を盛り込み、面的な整備を図ることで、都市機能レベルを上げる効果的な計画と思えます。

コンサル会社の提案ということですが、中心市街地のくくりを1キロメートルインナーリングに一定の集約を求め、特徴的エリアとして3つのゾーニングを明確にし、市民サービスの拠点といえる公共施設群の密度を高める考え方は、にぎわい創出や地区商業活動の活性化を初め、かいわいの住民にも利便性を含めよい影響をもたらすもので、密集市街地の本来あるべき姿に再生する意図がわかりやすく提案されています。この中で、老朽化により大規模改修が目前とされている文化会館機能のほとんどが駅前地区に移るとすれば、市庁舎の文化会館跡地への移転構想はコンパクトシティー構築の理にかなったものとして評価できるのであります。

市庁舎の建設については当面の間触れないとしていたものでありますが、合併3年目に入り、平成26年まで新市基盤づくりの期限がある中でそれほど先送りはできない大きな案件でもあり、1キロメートルインナー地区整備を検討する場合、これを除いてのプランは整備バランスを欠くことになると思います。1キロメートルインナーリングプランにある市庁舎の移転構想に対して、市長の率直な所見をお伺いするものであります。

次に、(4)本荘中央地区土地区画整理の進捗状況と第二庁舎移転についてお伺いします。

最初に事業の進捗状況についてであります。大門交差点付近も大分家屋移転が進み風景が変わってしまった感がありますが、真新しい店舗も増えてまいりましたし、本荘保育園も新しい園舎での保育活動を開始したとのことでもあります。また、12月議会で市道認定しました伊勢堂小路線、北線も工事が順調に進んでいるようでもあります。これにあわせて、市営住宅周辺には今までと違った土地利用をした店舗も見かけるなど、市当局はもちろん地権者、住民のご協力と並々ならぬご努力があればこそなせたものと敬意をあらわすものであります。

そこで質問ですが、本事業の進捗と今後の見通しについて具体的にお伺いします。

平成18年度末進捗率は6割ほどと伺っておりますが、これは当初計画と照らしてどのように評価しているのかご見解をお伺いするとともに、事業完了時期のずれ込みはないのか、ご答弁をお願いします。

また、家屋移転は大分進んでいるようですが、区域内の都市計画道路3路線、いわゆる停車場栄町線、由利橋通線、大町銀座通線の工事がいまだに着手されておられません。今後の予定と工事時期を含め詳しくお知らせ願いたいと思います。と申しますのは、一部住民の方々が当初計画での説明では都市計画道路はもっと早くにかかるはずだったのではないかとの話があり、計画のおくれを心配している向きがあるからです。さらに地区住民の不安として、第二庁舎が大町銀座通線にかかり移転は避けられないのにどこへ移転するのだろうかという不安です。当該ブロックへの仮換地説明のとおりなのかどうか心配しており、いつ、どこに移転するのか注視しております。換地指定の関係で第二庁舎が予定どおりに早い時期に移転されなければ自分の家屋移転がおくれることとなり、不利益をこうむるのではないか、あるいは、店舗経営の住民は既に図書館、青少年ホームなどの機能が旧由利組合総合病院跡地に移ることを承知しながら第二庁舎も事業区域から抜けるとなれば、空洞化の解消どころか逆の拍車をかけることになると不安を倍加しております。減歩協力して元気な町にしようという地区住民の意気込みをそぎかねません。議会には、19年度予算も含め全員協議会等で移転案を示していただきましたが、2カ年事業とすることなどについて地区住民にはどのように説明してきたのか、また、今後どのように対処して行くのかお伺いいたします。

大きい2番、観光振興について。

さきに由利本荘市観光振興計画が策定されたことと市長の施政方針で説明されたことを踏まえ、次の質問についてお伺いします。

(1)観光振興実施計画の重点は何かであります。合併後10年間で観光振興の未来を位置づけるとするなら、振興計画を指針として実施計画は早急に立案されなければならないと思います。新市まちづくり計画や総合発展計画で観光事業の促進が強く表現さ

れており、市民の間でも異論のないところでありまして、どんな観光立市とするのか期待をもって注目しております。

観光振興実施計画は、目標に向け期待される成果を出すための具体的整備を示すものとして重要でありますし、既存施設に磨きをかけつつも、誘客のターゲットを満足させるためには拠点形成が欠かせません。各ゾーンの拠点を定め集中整備することで潜在的魅力に相乗的効果を生み、素材レベルを上げ得ると考えます。観光計画の重点整備をどの地域でどのような施設を中心にすべきと考えているのか、あわせて実施計画は検討しているのか、また、いつごろまでそれを仕上げる予定なのか、そこをお伺いするものであります。

(2) 「さくら満開のまちづくり」構想についてであります。

(3) と関連しますが、芋川桜つつみ整備と関連の質問でございますけれども、所管が違うためにこのようなくくりといたしました。

日本のシンボルでもある国の花「桜」が由利本荘市の花と指定されたのは、昨年の合併1周年記念式典で市民初め内外に示されました。このたび定例会冒頭の施政方針に「さくら満開のまちづくり」と銘打ち、桜の植樹や観光地整備のグランドデザインを構築する旨の構想が打ち出されたことについて私も大いに賛同したところであります。

「さくら満開のまちづくり」構想について、市長のイメージを含め、その姿を具体的に示していただきますようお願いいたします。

(3) 芋川桜つつみ整備について。

これは、まさに「さくら満開のまちづくり」に直結する話題であります。

芋川桜つつみは、芋川河川改修に伴って新たな市民の憩いの場として整備されたもので、左右岸およそ20キロメートルに及び、21世紀スタートの年にちなみ2,001本の桜並木が市民の協力を仰いで植樹されたもので、私もその場に居合わせておりました。この桜並木が成長した暁には、日本一の桜堤として全国に発信できると市民にも大きな夢を与えたのは6年前でした。桜満開の並木道で全国規模のウォーキング大会などはうってつけなのであります。以来、市民や市民ボランティアグループが毎年下草刈りや追肥などを施し育てているものの、桜堤が今どようになっているのでしょうか。確かに土壌の問題や植栽位置の問題、鳥害とか季節風など自然環境もあって十分に成長してない木々が多くあります。条件が悪い分、手塩にかけなければいけないのですが、維持管理予算がとても少なく対応しかねていると見受けられます。日本一の桜堤を標榜するにはちょっと寂しい気もしております。今後は桜の木を初め成長の条件を含めて総合診断の上、適切な措置が必要と考えます。

市長にお伺いします。「さくら満開のまちづくり」推進に当たり、芋川桜つつみにどんな管理目標を置き、どんな追加整備をして日本一の桜並木にするのかお伺いしたいと思っております。

4、大谷地池活用の提案についてであります。

この項目では、南由利原観光拠点にある大谷地池をレクリエーションカヌーや競技カヌーのメッカとしてはどうかという提案です。

大谷地池は54.6ヘクタールの人造湖で、旧鮎川村の木内翁達によりかんがい用水池として築かれたもので、水力発電などの利水としても使われ、南由利原一帯の観光素材と

して主要なものの一つです。

平成15年にフラットウォーターレーシングカヌーの練習場と大会のため使用許可申請し、国体終了年、いわゆることしまでの限定許可を得て練習などの会場として使われております。

平成17年7月、ここを会場に東北総体が行われ、東北各県から注目・評価されたと聞いております。昨18年には全県の大会を開催し、上位者の地元代表が高校総体及び国体で優勝するなど目覚ましい成績をおさめていることはご案内のとおりです。本市で開催される国体カヌー競技でも活躍が期待されるところであります。

この人造湖は水深が十分にあることや宿泊施設が近隣にあること、高原に位置していることで夏季の練習が快適にできる、キャンプ体験しながら合宿ができるなど東北各地の会場と比較をしてみてもすぐれた会場とされていることから、次のご提案を申し上げます。

大谷地池を常設のカヌー場として野外スポーツ施設に位置づけ、市民への開放はもとより県内外の団体合宿の誘致や体験観光の一角に取り込むなどのほか、東北大会開催の誘致を含めて活用できないか問いかけるものであります。市長の見解と、その可能性についてお伺いするものであります。

観光振興の最後の5番でございます。地域観光事業の今後についてであります。

市内8地域で多彩な多くの観光イベントや伝統行事が年間通じて行われております。地域の協力のもとで、場合によっては行政が支援しているもの、広く民間の協力を得て実施しているものも少なくありません。いずれも地域住民の交流イベントとして経済効果も起こしながら貢献していることは疑いの余地がありません。

強いて地域イベントの一体化を望むものではありませんが、最近ある会合で問いかけがあったと聞きました。例えば4地域で行われている花火大会などについてのようです。

地域観光事業のあり方についてどうあるべきと考えているのかお伺いするとともに、各種行事に対する財政支援の方向、見通しはどうか、市長の見解をお伺いいたします。

質問の最後であります、3番、本荘中央児童館についてであります。

これは地域課題であります、本荘中央児童館は昭和39年に本荘公園内、愛宕町町内の一角に設置され、築後44年経過の木造施設です。この児童館は、鶴舞小学校、尾崎小学校のほぼ中間に位置していることから両小学校の児童が放課後や休日に利用している施設で、学外教室の役割を担っております。年間利用者数はおよそ8,700名ほどで、ここ数年大きな変化はないと聞いております。毎月一度は特別メニューの企画がありますので父兄同伴の参加機会があるなどで、地域の子供たちは大人社会から顔の見える児童育成の施設としてその貢献度は大きく、存在意義は高い施設です。周辺には鶴舞グラウンドや市営相撲場、光風園などがあり環境もよく、児童・幼児の地域育成施設として欠かせない施設となっております。

しかし、老朽化も著しく、夏場には虫よけの網戸もなく開放し、冬場は木製サッシのすき間から季節風が吹き込む状況なのですが、多くの子供たちが遊びや勉強に利用しております。

今、この施設が都市計画・本荘公園整備計画の駐車場となることから存続が危ぶまれ

ているのであります。今後、この施設をどのような方針でもっていくのか、存廃についてはどう考えているのかお伺いしたいのでございます。地域としては、児童館単独用としてではなく相撲場の附属施設として、あるいは地区防災施設としての機能、地域コミュニティの拠点として運用できる施設にできないかとの要望もあるようであります。このような要望も踏まえて、市長のご見解をお伺いするものでございます。

以上、大項目3項について質問いたしました。ご答弁よろしくお願いたします。
議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 村上文男議員のご質問にお答えします。

初めに、都市計画について、（１）の主要公共施設の整備計画についてお答えしますが、平成26年度までにおける公共施設の整備計画は、総合発展計画の主要事業として一元的に管理しております。

この主要事業数は516事業となっており、各事業ごとに事業内容、事業費、事業効果等を記述した個別票を作成し、これら事業の進行は財政計画との整合を図りながら企画部門で管理しており、個々の具体的事業推進には担当部局が当たっております。

各主要事業は、毎年予算編成作業に先立ち9月に事業の見直しを実施し、また、当初予算が確定する3月には確定額をもとに向後3カ年の事業を見直し、6月には実施計画を作成して公表しておりますが、公共施設事業の一部にはその設置場所がまだ定まっていない事業もあります。

こうした状況で、市街地における再編や再開発は総合発展計画や都市マスタープランとの整合を図り、都市の町並みや将来像、さらには財源等を考慮し、市民ニーズや事業の必要性等に配慮しながら検討していく必要があります。現在、旧由利組合総合病院跡地活用については庁内関係各課による検討や市民代表から意見を伺いながら、まちづくり交付金事業を活用した整備を進めているところであります。

こうしたことから公共施設整備事業の実施に当たっては、設置場所が決まっていない事業も含め、今後、庁内はもとより市議会や関係者との協議を十分図りながら平成26年までの10カ年計画に基づき順次実施してまいります。市民ニーズに対応しつつ社会情勢の変化等を勘案し、必要な場合は主要事業の見直しについて検討してまいります。

次に、（２）旧由利組合総合病院跡地建設の複合施設についてお答えします。

旧由利組合総合病院跡地に建設を予定しております文化複合施設につきましては、現在基本設計を行っているところであり、先般その経緯についてご説明申し上げたところであります。

ご質問の施設内の道路につきましては、市道東町南線として現在供用している道路であります。巡回バスの進入や送迎車両等のアクセス向上を考慮した計画で、通過交通と進入車両のスピードを抑制する目的でカーブを設け、かつ高齢者などに配慮し、入り口付近での車への乗りおりを可能とした計画としておりますが、そのあり方につきましてはさらにご意見を伺いながら計画してまいりたいと思っております。

また、駐車場につきましては、多くの人を訪れる際には市役所駐車場の利用も可能であると考えており、巨大駐車場を整備した場合と施設までの距離は大差がないと考えておりますが、この点につきましては利用者の利便性という観点から今後とも検討してま

いります。

なお、メディアライブラリーに限らず施設全体の運営に当たっては、本市からは各方面で多士済々の人材が活躍されており、施設がこうした方々を通じ、故郷と最先端の交流の場となるようにしてまいりたいと存じます。

次に、(3)の本荘市街地1キロメートルインナーリング構想についてお答えしますが、今日の地方都市は、都市機能の拡散に伴うドーナツ化現象が著しく、これが中心市街地の衰退を招いており、本市も同様であることはご承知のとおりであります。

しかしながら、本格的な少子高齢化時代を迎えた現在、都心回帰の現象が生ずるなど徒歩での生活圏への要求が生じてきており、本市でも住民のまちなか活性化への強い要望を踏まえ、用地の提供をいただきながら土地区画整理事業を実施し、市街地形成を行ってきたところであります。

1キロメートルのインナーリングは徒歩での移動が可能な一日生活完結圏であり、この区域内に公共公益施設を設け歩行者空間の整備を行うことにより、既存の民間商業施設が活性化し、中心部が中心として活性化することにより近隣への波及が期待されると考えており、市庁舎構想につきましては先ほど村上亨議員にもお答えしましたとおり、庁内にプロジェクトチームを設けて検討する一方、議会並びに市民の皆様には経緯と内容をご説明申し上げ、ご意見をいただくようにしてまいりたいと存じます。

次に、(4)の本荘中央地区土地区画整理事業の進捗状況と第二庁舎移転についてお答えします。

本荘中央地区土地区画整理事業につきましては、平成19年度の予算重点施策でも申し述べましたように、地権者のご理解とご協力により、一時、三位一体の改革等でおくれぎみでありました事業もここにきて順調な進捗をみております。

当初計画において完成年度を平成22年度と位置づけており、完成時期がずれ込むことのないよう鋭意努力してまいり所存でありますので、議員各位のさらなるご協力をお願いいたします。

また、地区内の幹線道路3路線の整備計画につきましては、電線類地中化計画協議の調整が済みした路線から平成18年度より工事発注を行っており、平成19年度には停車場栄町線の本荘保育園前から東に地区界までの178メートルと由利橋通線の企業局前から大門交差点まで100メートルの工事を行う予定であります。

残る由利橋通線と大町銀座通線に関しましても早急に協議し早期着手を目指してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

市役所第二庁舎につきましては、空き店舗の有効活用と商店街の活性化を促進する目的で平成14年度に旧本荘市が銀行より譲り受けたものであり、合併後も主に分散しておりました文教施設の集約を図る意味から、教育委員会関係機関と建設部区画整理課が利便性の高い施設として利用してまいりました。

当初より大町銀座通線の支障物件であり、これまで地区関係者との協議の中で近接地への建てかえを要望されており、換地の割り込みにおいても文化会館隣接地に区域内の由利本荘市有地を集約することでさらなる土地利用も考えて進めてまいりました。

また、地権者の皆様には、仮換地案の供覧した際に市役所第二庁舎が移転しない限り周辺の移転はできない旨十分説明し、ご理解もいただいておりますが、その時期に関

しましては明示しておらず、でき得る限り早めに解体し、土地の引き渡しをするべきと考えております。

しかし、基本設計はできておりますが、今後、実施設計、補償額算定調査に相当な時間を要することから、現段階では平成19年度内の完成には無理があり、平成20年度との2カ年事業としたものであります。

今後とも関係住民と十分協議し、ご理解をいただきながらスムーズに周辺の移転を実施するよう鋭意努力してまいります。

次に、大きい2番の観光振興について、(1)の観光振興実施計画の重点は何かについてお答えします。

本市の観光振興の方策を明らかにするため、観光振興計画を観光関連団体や有識者の皆様の参画を得ながら策定いたしましたところであります。

この計画は、平成26年度までの10カ年計画であります。誘客を進めるためには拠点となる施設整備も必要でありますので「鳥海山麓観光交流ゾーン」「沿岸観光交流ゾーン」「田園生活交流ゾーン」の3つにゾーニングし、拠点整備を行うものとしております。

計画の重点は何か、施設整備の考え方についてお答えしますが、観光振興の施策として5つに分類し整理しております。それは「交流ゾーンの拠点施設の整備」「観光ルートの整備とネットワーク化」「積極的な情報発信」「観光地力の底上げ」「推進体制の強化」となります。これらは、いずれも欠くことのできない重要な施策と考えております。拠点施設の整備を除きましては観光協会や民間事業者に期待することも多くありますので、早期に事業着手、あるいは誘導したいと思っております。

拠点施設の整備についてであります。観光振興計画に掲げている事業は、新規事業として取り組むものや既設施設のリニューアル事業などです。いずれも昨年度策定しました総合発展計画に基づく事業です。ゾーンに優先順位をつけ集中的に整備する手法もあるわけですが、事業財源、施設の状態なども勘案いたし総合的に判断したいと考えているところであります。

次に、(2)の「さくら満開のまちづくり」構想についてにお答えします。

市内各所には、本荘公園、本荘高校さくら坂、芋川桜つつみ、浜館公園、ハーブ通り桜並木、八塩いこいの黄桜、葛岡かすみ桜を初め各小中学校敷地内等にも桜が多く見られます。

桜は、古来より春を象徴する花としてなじみが深く、また、入学式、進学、社会への巣立ちなど人生の節目の記憶と結びついていることから特別な感情を持つ人が多く、待ち遠しかった春を実感し、心がいやされる花であると認識しております。

「さくら満開のまちづくり」構想は、今年度、市民の投票により桜が本市の花に決定したことを機に市内各地に既存する桜の名所への補植、さらに公園等においては新たな桜の植樹や観光地としての整備を進め、桜に特化したまちづくりを進めようとするものであります。こうしたことから、新年度には庁内に検討会を設置するとともに市民の参加をいただきながら、その基本的な方向性について協議し、ランドデザインを構築してまいります。

次に、(3)の芋川桜つつみ整備についてであります。

芋川桜づつみは、芋川災害復旧事業の進捗にあわせ、市民憩いの場としての整備要望を受けて「芋川桜づつみ河川緑地整備」の一環として平成13年度から2カ年にわたり、市民のご協力のもと、21世紀の幕あけ2001年を記念して2,001本の桜を植栽したものであります。その後、平成14年8月、芋川を楽しむ会の発足以来、市では活動費の一部助成を行いながら会員・ボランティアによる桜周辺の草刈りや芋川のクリーンアップを実施し、一昨年からは県の「ふれあいの川美化事業」も取り入れて管理に努めております。

しかしながら、芋川桜づつみは左岸・右岸合わせて約20キロメートルと長く、土質や水はけ、風当たりなど場所によっては条件が著しく異なることから桜の成育に違いが見受けられ、最悪の場合は枯死に至ったところもあります。このことから市造園業組合のご協力により桜の成育調査を行い、枯死した桜については随時植えかえるなどの対応をしてきたところであります。

いずれにいたしましても、芋川桜づつみは市民と関係団体及び市が一体となった適切な管理体制のもと、市の花「さくら」をアピールすべく専門的見地からの指導を参考にし、日本一の桜堤と「さくら満開のまちづくり」を目指してまいりますので、よろしくご協力をお願いします。

次に、大谷地池の活用についてお答えします。

平成17年7月に大谷地池を会場に開催された東北総合体育大会フラットウォーターレーシングカヌー競技において、参加選手・役員からは東北屈指の競技会場であるとの高い評価をいただいております。

大谷地池仮設カヌーコースの設営に当たりましては、秋田わか杉国体の選手強化策として練習場の確保を目的に由利本荘市カヌー協会が国体終了までの期限で設置していると伺っております。

ご提案いただきました常設カヌーコースの設営につきましては、環境保全などクリアすべき規制や渇水期の水位低下時における使用形態、さらには安全対策などが予想されることから、今後、土地改良区を初め関係機関・団体との調整を図り、鳥海高原のスポーツ・レクリエーションを核とした観光振興と誘客の増加も視野に入れ検討してまいりたいと考えております。

次、(5)番の地域観光事業の今後について申し上げます。

合併前の各市・町で開催されておりました観光イベントは、地域のにぎわいと活性化に大きな役割を果たしたものと承知しております。今後においても観光イベントは必要かつ重要なものと考えます。

歴史的・伝統的イベントは、その地域で行われることに意味があるものもありますが、統合や連携を図ることで一層効果的なイベントとなるものもあると考えます。今後の観光イベントのあり方については、市観光協会と協議されている状況にあります。市民の一体感の醸成、あるいは効率的なイベント運営に資するものであれば結構なことと存じます。したがって、当面は市観光協会の協議を見守ってまいりたいと考えております。

また、財政支援の見通しについては、市の財政状況は年々厳しさが増しておりますことから、観光イベントにつきましても同様の見方になるものと考えているところであります。

次に、大きい3番の本荘中央児童館についてお答えします。

本荘中央児童館につきましては、平成17年度、幼児から中学生までの児童、その保護者など延べ8,700人余りの利用があり、子供たちの遊び場、居場所の確保という面で必要性の高い施設であると認識しています。

現在地周辺に多機能の複合施設として存続すべきというご質問ですが、周辺の敷地は本荘公園整備事業の計画区域となっており、整備計画上、中央児童館は移転の対象となっております。ただし、御手作堤周辺を含む二の丸西側の整備は、国道107号改良工事との整合性を図りながら整備する必要があり、整備状況によっては公園整備事業の計画変更を含め検討が必要になる可能性もあります。

いずれにいたしましても、児童館機能を持った施設については必要であると考えており、組合病院跡地の複合施設への移転の可能性と本荘公園の整備の進捗状況を勘案して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 15番村上文男議員、再質問ありませんか。15番村上文男君。

15番（村上文男君） 2つほどお伺いします。

芋川桜つつみですが、市長の桜満開構想、大変共感を覚えますし、大いにこの由利本荘市、桜にて埋め尽くしてまいりたいわけですけれども、その意気込みとその予算がどうも反比例しているような感じも受けられます。そういう意味では、何とか予算をもう少しつける工夫をしていただきながら、桜の由利本荘市にしていきたいというふうに思うので、その辺のところ市長さんの方からご答弁お願いしたいと思います。

それから大谷地池の関係でございますが、これは確かにご答弁のとおり関係機関の制約がさまざま数あるわけで、条件クリアするには大変難しいものがあるように伺っていますけれども、これは由利本荘市、行政体としてそれなりの決断をしていただくことによって関係機関との調整は非常にスムーズに行くものと考えられるわけです。あと、渇水期などのお話もありますけれども、これは当然危険な状況まで水位が下がるような状況であれば条件付きの利用ということになるでしょうし、前向きな検討をしていただくことによって単純にカヌーの年間利用、外部から大会1つやるだけで1,000万円弱ぐらいのお金が地域に落ちます。これに合宿等がまいりますと、それに応じた費用が地域に落ちることになります。いわゆる観光事業をきっちり大きな由利本荘市の目玉としてとらえるときに、このような材料を使わない手はないと思うのでありますので、市長にその辺も含めてもう一度ご答弁いただければありがたいと思います。

以上です。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 村上議員の再質問にお答えしますが、まず桜堤であります。先ほど申し上げましたように2,001本の桜を植えまして、土壌が非常によいところ悪いところございまして生育にもばらつきが見られます。しかしながらせっかく植えた桜であります。私たちはあれを子供のように思っています。今、子育て支援論議されております。そういう意味でも、やっぱりこれを支援していくべきではないかというふうに思っております。ただ、財政的に厳しい面もありますので、その辺のことは皆さん方からご理解の上、ご協力も賜りたいものと、このように思います。

それから2番の大谷地池でございますが、大谷地池はご承知のとおり水利権は土地改良区、そしてまた、東星興業株式会社というふうなことで水利権者がおります。そうした関係者と合議、合意を得なければならない。村上議員は渇水の際は仕方ないよというふうなことでございますが、その辺のことなどよく調整をしてですね、前向きに検討してまいりたいと、このように思っています。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 15番村上文男議員、再々質問ありませんか。

15番（村上文男君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、15番村上文男君の一般質問を終了します。

この際、約10分間休憩いたします。

午後 3時14分 休 憩

午後 3時26分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。1番今野英元君の発言を許します。1番今野英元君。

【1番（今野英元君）登壇】

1番（今野英元君） 5番目の質問者の今野英元であります。当局も答弁でお疲れのことと思いますし、議員の皆さんもお疲れかと思えますけれども、最後までよろしく願いたいと思います。

自治体の危機が叫ばれております。つい最近までは、それは単なる警告であったのでありますけれども、平成18年6月の夕張ショックで自治体の危機は現実的なものとなりました。

夕張市には少なくとも2回、引き返すチャンスがあったと言われております。市の財政指標が起債ができない水準にまで悪化した1993年、市の財政課は負債の「飛ばし」、これは市役所では「ジャンプ」という隠語だそうですが、それでも、「飛ばし」を行って公会計の出納整理期間を悪用して関連団体との間で負債のキャッチボールを行った。負債の存在を示さない手法を用いたのであります。このとき起債制限にもし引っかかると職員が判断したならば、不正経理でごまかすのではなくて施策をきちんと見直すチャンスにすることができたはずでした。

もう一つは、ここの夕張市というのは24年間、同じ市長が続いたんですけれども、市長の引退のときに、市長交代のチャンスのために元助役を市長に据えるということで、引き返すチャンスが失われたと言われております。

夕張市の人口は1万3,000人であり、現在、これを1万倍すれば1億3,000万人、日本の人口と同じであります。そして夕張市の借金630億円を1万倍すれば630兆円となります。ちなみに国の借金は幾らでしょうか。700兆円と言われており、隠れ借金を加えると1,000兆円にもなると言われている状況では、国も夕張市を笑える状況ではないのであります。

さて、我が由利本荘市はどうでしょうか。平成19年度の一般会計予算は前年度に比較して4.1%増の514億7,000万円であります。そして大型プロジェクトがメジロ押しであります。学校も3校を建てかえなければいけません。そして今後、由利橋の架け替えや

消防署の建築などがこれから予想されます。私もよく市民の方から言われるんですけども、「由利本荘市は夕張市のようにはないでしょうね」「お金は大丈夫なんですか」という声を最近特に聞くようになりました。

今回のこの一般会計予算の514億7,000万円を由利本荘市民のこれ、赤ん坊からお年寄りまで市民1人あたりに換算しますと約60万円であります。これが4人家族でありますと240万円。柳田市政1期4年としますと、4人家族で240万円掛ける4でありますので960万円を市政に託したことになります。これもし一般会計と特別会計、そして企業会計を合わせると予算総額が846億500万円という数字になりまして、これ市民1人当たり約95万円になるんですね。これで4人家族で1年間となれば380万円で、柳田市政1期4年となれば1,520万円という莫大なお金になります。なかなかこれ実感がないんですね。市長は人事権や専決処分の権限とともに、最大の権限であります予算を編成するという大変強力な権限を持っています。地方財政は住民の共同の財布であるということを中心に置かれまして、市民はこの柳田1期4年を無条件でこの960万円を託しているわけではないということを忘れることなく行政の執行に当たってほしい、このように思います。

質問の1点目であります。今回の19年度予算について、市長自身が由利本荘市が財政的に危険ライン自治体、私これ「危険水域自治体」とこう言いましたら、財政課では「いや、これは危険ライン自治体であるから危険ラインに直してくれ」と言われました。危険ライン自治体に入っているかどうかという認識をお聞きしたいと思えます。これが第1点目の質問であります。

次に、2つ目の質問であります。これまで自治体の財政を分析する指標といたしましては財政力指数、実質公債費比率、そして経常収支比率などの数字が挙げられます。例えば経常収支比率をとってみますと、この数字、100に近くなるほど財政が悪いと言われております。平成15年度の全部の自治体、平均で89%という数字であります。地方財政白書のデータであります。これはちょうど10年前と比較しまして9.6ポイント増加になっております。ちなみに平成15年度、合併前であります。旧本荘市は90.5。平成16年度、合併した由利本荘市は94.8。平成17年度は95.6と限りなく100に近づいております。そしてこれ本市の平成18年3月の財政計画におきましては、平成18年度見込みで93.8という数字を見込んでおります。この数値は、従来から言われる危険自治体ラインの分岐点は90と言われております。市の財政計画でも平成26年度までのうちで厳しい数字が並んでおりますけれども、どのような見通しを持っていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

3番目の質問であります。現在の厳しい自治体財政の中で自治体の財務に関しては、まだまだ研究や開発の余地があると言われております。つまり、いまだ公の会計というのは未開拓の部分があり、未開拓領域であるということでもあります。この中で総務省は、平成19年発表の「地方行革の推進」の中で次の3点を挙げております。1つは、集中改革プランをさらに推進しろということでもあります。2つ目は、総人件費と公共サービスを改善、改革する。そして3番目が地方の公会計の改革を挙げております。注目すべきは、この公会計改革の中で地方自治体の公会計の整備として連結財務諸表、非常にこれ聞き慣れない言葉ですけども、きょうの午前中の質問で村上亨議員が連結負債比率等、

連結実質収支比率のことを言いました。つまり、自治体の公会計の整備として連結財務諸表を作成、連結決算書の作成を要求していることでもあります。連結財務諸表に関しましては、前から一部の学者が導入を勧める意見が出ておりましたけれども、今回、総務省が提案したということは大変大きな意味があると思います。この連結財務諸表は一般会計と特別会計、企業会計、そして外郭団体である公社や第三セクターなどをすべて包括した、連結した、そして個別会計の明細表の作成を中心にしたものであります。取り組みの実施についてお聞きしたいと思います。この連結財務諸表、連結決算書をつくらない限り、由利本荘市の財政の全体像が明らかにならないのではないかとということでもあります。この点についてお聞きしたいと思います。

次に、旧由利組合総合病院跡地についてであります。

今年度予算の重要施設の整備について、旧由利組合総合病院跡地と道川の島式漁港の2点について質問したいと思います。

まず初めに、旧由利組合総合病院跡地についてであります。

従来より旧本荘市には2つの病院跡地の問題があると言われてきました。1つは、ご承知のように旧国療秋田病院跡地、そしてもう1つが旧由利組合総合病院跡地であります。この2つの跡地利用については、今までさまざまな議論や協議が行われてきたのはだれもが認めるところであります。そして、まさにこの2つの土地は政治的な土地でもあります。

旧由利組合総合病院跡地につきまして、今までまちづくり協議会や都市再生推進期成会が討論、協議を繰り返して合同の協議会も開催されてきました。また、当時委託した設計コンサルタントからは最終報告というものも受けております。

しかし、2004年6月には、これ旧本荘市議会でありますけれども、突然、老人福祉施設の構想が示されて建設申請が出されると、市当局も病院跡地の土地の無償貸与を明らかにするということがあったのであります。その理由として、老人福祉施設は民間活力の導入によって市街地福祉ということで大変有効である。そして、職員や家族や面会人がその場を訪れることで活性化につながるということで、文化複合施設のスペースが減少はするけれども機能は確保するとして、文化施設の分散は避けて図書館機能を中心とした施設にしたいということを説明してきました。しかし、老人福祉施設が進出断念となると、2005年12月議会においては図書館と子供館を中心とした文化複合施設2棟を建設するという意向を明らかにしました。つまり、このように、その時々によって政策に一貫性がなくて、跡地利用については今まで右往左往してきたというのが実態ではないでしょうか。これに対して協議会の委員からは、「跡地計画については何回も計画がだめになっているので、積み木崩しのような政策はやめてほしい」という声が出されたほどであります。

この病院跡地事業は、総工費62億円、42億円が建物分であります。4割が国のまちづくり交付金、残りを合併特例債で行う事業であります。今回このまちづくり交付金事業として約18億3,540万円の事業費が予算化されております。しかし、政策的にも本荘文化会館を移転する、そして8地権者の土地買収、2棟の建物から1棟へと以前とは違った構想もあり、議会と市民は戸惑いが見られます。以下、4点にわたってこの件に関して質問いたします。

質問の第1点であります。2月7日の全員協議会において、現在の市役所を中央公園に移転する。そして旧由利組合総合病院跡地に本荘文化会館を移転という構想があることが示されました。この構想は、我が由利本荘市の根幹をなす政策であり、議会の中で十分な議論をされる必要があるものであります。それにもかかわらず、もはやこの構想がひとり歩きをして既成事実化されることに私は大変危惧を持つものであります。特に市庁舎の移転などの問題については、総合発展計画等の中で議論を尽くすことが必要と思われませんが、市長はこの件に関してどのような考え方をお持ちなのかお聞きしたいと思えます。

質問の2点目であります。本荘文化会館を病院跡地に移転、集約した方が複合化のメリットがあるとしておりますけれども、文化会館としての専門性の高い、例えば良質の音響設備、舞台装置、楽屋機能、照明などという機能が本当に生かせるのでしょうか。この文化会館的なものでありますね、今回、文化会館ではなくて文化会館的なものは、オーケストラの演奏や演劇、例えばファッションショーだとかスポーツイベント、そしてプロレスの興行などにも対応できるところっておりますけれども、このような機能を有することが本当に可能なのかということでもあります。かえって雑な施設になって使いにくい、使い勝手の悪い施設になるのではないかとお考えいただけますけれども、市長のご見解をお聞きしたいと思えます。

質問の第3点であります。停車場栄町線、通称駅通りに面したところでありましてけれども、あそこの「ヘアサロンみうら」という床屋さんから中の橋までの8地権者との買収交渉について、昨年6月の説明会が1回、そして7月の関連町内の説明会以降、何ら具体的な説明と交渉は行っていないように思われます。今後の交渉の見通しと、いつころまでをめどにして買収を完了しようとするのかお聞きしたいと思えます。また、もしこれ買収が長引いた場合、この事業には期限があります。買収が不調だったり条件が合わない場合の措置について、市当局としてはどのように考えているのかお聞きしたいと思えます。

質問の第4点目であります。この跡地利用については、以前よりある設計会社が長くかかわってきたように記憶しております。また、その設計会社は最終報告書も出しました。しかし今回、公募型のプロポーザル方式ということで以前からかかわってきた設計会社は選定されなかったわけですが、何か主な理由はあったのでしょうか。またこれ確認でありますけれども、選定された設計会社の提案の中に市庁舎の行政機能移転整備が盛り込まれております。私たち、全員協議会でこういう立派な説明書ももらいましたけれども、（現物を示す）これは明らかに、この行政移転整備計画はこれ明らかに市の意向を受けたものであるという確認をしておきたいと思えますが、そのような認識でよろしいのでしょうか、お聞きしたいと思えます。

次に、道川島式漁港についてお聞きします。

この島式漁港の計画が持ち上がったのが1986年ころであります。その後、1990年に着工し、今まで17年かかっております。まさにバブルの時代に構想されたバブルの申し子のような施設でありまして、これまで何と驚くなかれ120億円が投じられ、半分が県営事業と国の補助金で行われたということでもあります。

質問の第1点目でありますけれども、この漁港、高波用防波堤の長さが約300メー

ル、これを50メートルに縮め、つまり250メートルにして、平成19年度は48メートル分の整備に4億円の予算を計上しております。今年度4月には防波堤がないままに暫定的にオープンして、臨時的に消波ブロックを置くとしていますが、安全性については、本当にこれ万全なのでしょうか、お聞きしたいと思います。

また、質問の第2点目でありますけれども、この漁港は5トンまでの漁船やプレジャーボート64隻を収容可能としておりますけれども、道川地区の漁業関係者を含めて何人くらいの利用者を見込んでいるのか。また、プレジャーボート利用者を何人くらい見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

質問の3番目であります。防波堤完成までにはしゅんせつなど行わなければいけません。しゅんせつの経費、施設の年間の維持費はどのくらいを予定しているのか。

また、漁港としての機能を考えるのであれば、冷凍設備などを必ず置かなければいけないと思われましても、今の計画にはありません。今後そのような構想があるのかどうかお聞きしたいと思います。

質問の5番目であります。今後この施設は4月から市の管理となりますけれども、財政的に維持管理が不可能となった場合、県への移管など考えられるのか、そしてそのことが可能であるのかどうかお聞きしたいと思います。

2つ目に、教育委員会に関する質問についてお聞きします。

さきの臨時国会で成立した教育基本法改正案は、いわば理念法でありまして、今後30本以上の教育関連法の改正が予定されております。この通常国会においても学校教育法や地方教育行政組織運営法、そして教職員免許法等の改正案が上程される予定になっております。

改正案では「我が国と郷土を愛する態度を養う」「豊かな情操と道徳心」、そして「公共の精神」など「個」から「公」を重視する立場に立つ教育を学校現場に持ち込もうとしております。特に問題となる点として、教育委員会の見直しや教育委員会に対する文部科学省の権限強化、教員の免許制度に更新制を導入する点、そしてこれ六三制っていいですか9年の義務教育について否定しているのとあります。義務教育制、六三制という立場はとっておりません。そして市場万能主義に立つ考え方が導入されております。具体的には、公立学校に市場原理を持ち込む学校選択制や教育バウチャー制導入を検討しております。このような内容の改正教育基本法について、本当はこれ市長の見解もお聞きしたかったのでありますけれども、教育関係に関しては全部教育委員会、教育長だということですので若干私は不満あるのですけれども、教育長にあえてお聞きします。

2点目であります。教育再生会議についてであります。

教育基本法の具体的変更内容が教育再生会議で議論されております。その中で特徴的なものとして、ゆとり教育の見直しと出席停止制度の活用、体罰基準の見直しについてお聞きしたいと思います。

まず第1にゆとり教育の見直しとして、具体的には授業時間を10%ふやす、教科書が薄い厚いは関係ないと思うんですけれども、薄い教科書を改善すると言ってますね。それから、土曜日に補習を行う。全国学力調査を継続する。そして習熟度別指導を拡充すると言っております。ゆとり教育の導入についてはさまざまな要因があったわけですが

れども、ゆとり教育について教育長自身どのような評価と、今回の見直しについてどのように思っているのか、ご所見をお聞きしたいと思います。

次に、いじめを行った子供に対して出席停止制度の活用や体罰基準の見直しをしておりますけれども、この出席停止制度が導入されることになれば、いじめがあったかどうかの把握と判断、そして大変慎重な運用が必要になることとなります。また、体罰基準の見直しについては、学校教育法の第11条で体罰の禁止を明確にうたっております。現在の教育現場には体罰というものが必要と思われるのかどうか質問いたしたいと思います。

最後にこれ、教師の残業実態調査であります。

昨年、文科省は40年ぶりに教職員の勤務実態調査を行いました。これによりますと、2006年7月に勤務1日当たりの平均残業時間、小中学校の先生で平均2時間8分、ちなみに校長先生は平均1時間45分なんですけれども、教頭先生はこれすごいですね、平均3時間18分の残業してる。これを見ても、非常に学校の先生自身が健康とこの体の不調を訴える教職員が45.6%もいるんですね。これ全職業の平均の3倍だと言われております。9割の先生がとにかく時間が足りない、もっと子供と一緒に時間がほしい、そして授業の準備時間が不足しているということが言われております。

これ秋教組 秋田県教職員組合ですけれども、2004年10月に職場点検をしております。これ通常勤務終了から自宅へ帰る時間がどれくらいあるかといいますと、小学校で3割の方が通常の勤務が終わって自宅へ帰るまで1時間30分から2時間、まだ学校にいるということでありまして。中学校では35%の方が2時間から2時間30分、学校で仕事をしています。1カ月平均で仕事を家に持ち帰った日数が20日から24日あるというんですね。

このような学校の先生の職場の実態や残業の調査というものが、現在の教育委員会としてやっぱり行ってみる必要があるのではないかと考えられますけれども、教育長としてはどのように思っているのかお聞きします。

次に、本荘南中学校用地についてであります。

この南中の学校用地貸与問題については、昭和36年から現在まで46年間で支払ったお金が約3億円、また、隣の鶴舞小学校の用地は昭和46年から現在まで36年間で支払ったお金が約2億3,000万円となっております。これ現在でも3年更新で南中が約年間1,600万円、鶴舞小学校に約1,060万円を払っております。市長はこれについて、旧本荘市議会において「用地を購入するという方向でいきたい」としてありますけれども、これ今まで国、林野庁との協議の場において無償譲渡や無償貸付の要望を出しておりますけれども、ここ最近の林野庁との協議でどのような協議が行われているのか、その内容についてお聞きしたいと思います。

最後の質問であります。公益通報者保護条例の制定についてであります。

ちょっとこれ聞き慣れない名前なんですけれども、昨年の12月定例議会において、議会の議決を得る前に本荘由利総合運動公園の改修に着手していた問題が発覚して市当局や議会、市民に大変大きなショックを与えました。市の職員にとって当然業務を行うに当たって知り得る情報というものは数多くありますけれども、今回の運動公園の問題のみならず、内部からの発言や告発がなければ明らかにならない事例というのはあると思います。この内部告発者条例、企業では多くつくっています。企業では1回このような

問題が起きると大変業績に大きな影響をもたらします。例えば雪印とか不二家がそうあります。しかし市の場合には、市民には若干の不快感なり、またこういう不祥事が起きたのかということがありますけれども、財政的なお金の面に関してはあまり影響がありません。したがって、企業にあることは役所にも必ず今そういう問題があるということ認識しておいた方がいいのではないかと思います。したがって、不正を告発する仕組みが役所の中にあって機能するならば、不正の発見や摘出は非常に容易になるのではないかと思います。この件に関しまして、組織として公益通報を機能させる仕組みをつくっておくことが必要でないかという立場から私は質問をしているのであります。市長の見解をお聞きします。

いろいろ質問しましたけれども、これ残り時間あと5分ということですので、これで質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、今野英元議員のご質問にお答えします。

1番の平成19年度予算、（1）の由利本荘市は危険ライン自治体かということ、の主な財政分析指標についてのご質問でございます。

初めにの主な財政分析指標についてであります。平成18年度決算見込みによる推計値でお答えします。

なお、決算後のデータによって算出される指標でありますから、現時点のものとは整合性がとれないこともありますので、ご了承願います。

まず、経常収支比率であります。これについては財政構造の弾力性を判断する指標であり、数値が高いほど一般財源に余裕がなく経常的経費の抑制に留意を要するもので、18年度決算では若干上昇し、96%台になると見込まれます。

次に、財政力指数は過去3年間の平均が1に近いほど財源に余裕があり、1以上は普通交付税の不交付団体となるものですが、これは本年度の普通交付税の算定時に確定しており、若干改善し、0.345になっております。

公債費比率は、地方債の元利償還額総額が一般財源に占める割合で10%を超えないことが望ましいとされておりますが、前年度並みの17%前後となる見込みであります。

また、本年度から起債制限比率にかわって新しい指標となった実質公債費比率は、18%を超えると起債が許可制になるもので、若干上昇し16%台になる見込みであります。

以上が主な財政指標の大まかな見込みであります。財政運営における危険とするラインには到達しないものと思っております。

しかしながら、本市においても国の三位一体改革に伴う交付税の削減や地域経済情勢などによる税収の伸び悩みに起因して一般財源が減少し、大幅な財源不足が続いているのも事実であり、安心とまではいかない状況であります。

今後とも経費節減に努めるとともに、市債残高にも十分留意した事業の導入に配慮し、健全な財政運営に努めてまいりたいと存じますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、の連結財務諸表の作成についてであります。

総務省は、骨太方針2006を受けて地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針を示したところであります。

この中で地方公共団体の公会計改革として、貸借対照表などの財務書類を整備するに当たっては国に準拠し、地方公共団体単体のほかに関連団体等も含む連結ベースで行うことを求めています。これは、普通会計が負担する確実性の高い潜在的な負債も含めた市全体に係る財政運営上の問題点を客観的に把握することで責任を明確化し、中長期的な財政運営の健全化を図ることがねらいとされています。

これまで本市では財務諸表として、総務省方式に基づき普通会計ベースでのバランスシートを公表していましたが、新指針では公営企業や第三セクター等も含めた連結ベースでの財務諸表を作成することになります。

これにより、予算・決算と資産・債務の現状が、より精度の高い財務諸表として公表できることとなり、市民に対しても透明性が確保されるとともに、各自治体間で容易に比較可能となります。

作成時期につきましては、総務省がめどとしている平成21年度を予定しているところでありますので、ご理解のほどお願いします。

次に、(2)の重要施設の整備についての 旧由利組合総合病院跡地についてお答えします。

旧由利組合総合病院跡地に建設を予定しております文化複合施設設計につきましては、新市のランドマーク的施設として計画しており、斬新性、創造性、技術性、さらには問題解決力にすぐれた設計業者を選定するため、初めての公募型プロポーザルにより業者選定を行ったところであります。

選定に際しましては、小川秋田県立大学システム科学技術学部長を委員長に、北田秋田県建設交通部参事等に参加いただいたプロポーザル選定委員会により1次審査、2次審査を行い、株式会社新居千秋都市建築設計を選定し、契約を行ったところであります。

基本設計に際しましては、設計者も参加した本荘市街地地区まちづくり推進協議会において多くの意見をちょうだいしましたが、これらの意見を参考に文化芸術機能を強化した多機能ホールとして設計を行うこととした次第であります。多機能ホールとして危惧された音響や照明などについて、専門ホールと比べ遜色のない専門性の高い機能が可能かどうかについて専門的な見地から検討を加え、問題なく可能であるとの判断を得たところであります。

また、オーケストラなどの演奏会や演劇はもちろんであります。移動の座席を設けることによりファッションショーなども行える機能を備えたものとなっており、基本設計の途中ではありますが先般議会にご提示したところであります。

なお、近隣関係者には計画初期段階で一度説明会を開催しておりますが、駅前からのアクセスや視認性の向上、駐車場用地などとして民有地についてもご協力をお願いしたいと考えており、所有者の方々には十分な説明を行い、平成19年度内のご協力を求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、市役所移転の件につきましては、先ほど村上亨議員、村上文男議員にもお答えしたとおり市内にプロジェクトチームを設けて検討し、議会並びに市民の皆様にも説明し、ご意見を賜りたいと、このように考えております。

次に、 の道川島式漁港についてにお答えします。

道川漁港は、昭和61年に旧岩城町において第1種漁港の指定を受けたものの、財政的、

技術的な理由から町が行うべき漁港の整備・管理を県が代行したものであります。その後、平成元年度から本州初の島式漁港として県営事業で整備が進められ、新年度より市に移管されることはご案内のとおりであります。

移管後に整備予定の北防波堤について経費節減を目的に県で再検討したところ、防波堤の位置や形を変えることで港外からの波や漂砂に影響がないとの解析結果に基づき、当初より約50メートル短縮した現在の計画となっております。その結果、当初約30億円と見込まれた事業費が約20億円で圧縮でき、市の負担が大きく軽減されることとなります。

しかしながら、防波堤の完成までは数年を要することから、概成開港に当たっては漁船への波の影響を極力抑えるため、暫定措置として港内側に消波ブロックを設置するなど漁船の安全に配慮をしております。

開港後の漁港利用につきましては、地元漁業者を中心に意向調査をしたところ、岩城地域においては全組合員である漁業者27名、登録漁船35隻の利用希望があります。

今後、北防波堤の整備が進むにつれ利用可能漁船数の増加が予想されますが、漁港は漁船の利用を目的としていることから、漁船以外の使用については漁船の利用状況を見きわめながら慎重に対応する必要があり、漁業者や関係機関と協議してまいります。

次に、維持管理費についてであります。本漁港は「ふれあい漁港」と位置づけられ、親水空間も整備されていることから、道の駅や近隣施設からも観光客の流入が見込まれます。そのため、利用者の便宜や安全に配慮してトイレや照明灯などが整備されたことにより光熱水費等の経費は必要となりますが、漁港施設が漂砂対策を目的に沖合約400メートルに建設されていることから、しゅんせつ等の経費は極めて少ないと思われまので、ご理解をお願いします。

また、漁港施設の利用計画では荷さばき所が計画されておりますが、当面は近隣の既存施設を利用してもらいながら、整備時期については今後漁獲量が増加した時点で関係機関と協議してまいります。

道川漁港が開港することにより市が管理する第1種漁港は3港となりますが、冒頭で申し上げましたように第1種漁港の管理者は本来市であることから県へ管理を移管することは困難と思われま。今後は、漁港施設としての利用はもちろんのこと、近隣施設とあわせた観光施設としても活用し、水産業はもとより観光産業の振興に資するため施設の維持管理に万全を期してまいりたいと存じます。

次に、大きい2番の教育委員会関係であります。これは教育長がお答えをいたします。

次、大きい3番の公益通報者保護条例の制定についてお答えします。

公益通報者保護は、企業や自治体等の内部において通報の対象となる法令違反が生じ、または、まさに生じようとしている旨を通報する場合には、通報者の解雇の無効及び不利益取り扱いの禁止等、その通報者を保護することを目的に制定され、平成18年4月1日から施行されたものであります。

この法律の施行に伴い、国は「国の行政機関の通報処理ガイドライン」を作成するとともに、各自治体に対しては行政機関の法令遵守のため内部職員等からの通報・相談窓口の設置、運用に関する体制を整備するよう要請しております。

秋田県においては、「議員等からの通報処理に関する要綱」を策定し、平成18年4月1日から施行しております。

本市においても内部の職員等からの通報の処理に関し、必要な事項を定めるとともに、通報者の保護を目的とした「由利本荘市職員等からの通報処理に関する要綱」の策定を本年4月1日施行に向けて準備いたしておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 今野英元議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

2の教育委員会関係について、（1）改正教育基本法についてでございますが、ご案内のとおり平成18年12月15日の臨時国会において新しい教育基本法が成立し、12月22日に公布・施行されました。

本法律は、昭和22年に制定された教育基本法を改正し、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにするものであります。

今回の改正法は、これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念を継承しつつ、公共の精神など、日本人が持っていた規範意識を大切に、それらを醸成してきた伝統と文化の尊重など、教育の目標として今日特に重要と考えられる事柄を新たに定めております。

本市においても教育基本法改正の精神をさまざまな教育上の課題の解決に結びつけていくため、家庭や地域のご理解、ご協力をいただきながら学校教育や社会教育の場において具現化してまいりたいと思っておりますが、今後、各種の法改正等の動向を注視しながら実践に当たってまいりたいと思っております。

次に、（2）の教育再生会議についての ゆとり教育の見直しについて、出席停止制度の活用、体罰基準の見直しについてお答えいたします。

のゆとり教育の見直しについてでございますが、平成19年1月24日に教育再生会議の第1次報告が提出されました。その内容は7つの提言にまとめられておりますが、その最初に「ゆとり教育を見直し、学力を向上する」このことが掲げられております。

このゆとり教育の見直しの背景には、国際学力調査等での順位の低下が明確になり、その原因として、ゆとり教育の問題点が指摘されるようになったことが挙げられます。特に知識偏重に陥っている学習指導の状況を改善する際に、思考力や表現力などを育てることに重きを置く余り、ややもすれば「読み書き計算」など反復練習などを通して基礎・基本を教えることが確かに不十分であった例も見られました。

そこで、学習指導要領改訂に伴う基礎学力強化プログラム、全国学力・学習状況調査の実施、習熟度別指導の拡充と学校選択制の導入などが具体的に取り組む項目として挙げられたわけでありまして。

本市においては、教育委員会定例会において、4月24日に実施が予定されている全国学力・学習状況調査に参加することを確認し、来年度対象学年となる小学校5年生、中学校2年生に市の学力対策委員会が独自に作成した模擬テストを実施するなど、その対

応に努めてきております。今後はその調査結果をもとに、さらに学力向上に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、 の出席停止制度の活用、体罰基準の見直しについてであります。体罰基準の見直しについては平成19年2月5日付の文部科学省初等中等局長からの通知において、児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方が具体的に示されました。この文書は直ちに各学校に通知しており、各校の生徒指導等の判断基準として活用されております。

また、出席停止制度の措置については日ごろからの規範意識をはぐくむ指導や、きめ細やかな教育相談等を継続的に行ってもなお改善が見られず問題行動を繰り返す児童生徒に対して、正常な教育環境を回復するために学校が必要と判断したときに、それを受けて教育委員会がとる最終的な措置と考えております。この措置につきましても、個々の事案について学校や関係諸機関との十分な協議のもと、スクールカウンセラーや心の教室相談員、警察署の少年係などから構成する本市独自のいじめ・不登校問題等連絡会議などに諮りながら適切に慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、(3)教師の残業実態調査にお答えいたします。

文部科学省では、教員の残業や勤務実態について、教育給与制度のあり方にかかわって平成18年7月と8月の2回にわたり調査を実施しております。その結果、7月の一日の平均残業時間は小学校で1時間48分、中学校では2時間25分で、その平均は2時間8分となっております。特に中学校では運動部の顧問をしている教員の残業時間が長く、また、家庭に仕事をもち帰ってする場合もあり、小学校でその時間数が長い傾向にあります。

各学校を対象とした本市教育委員会の調査の結果では、残業を行っている教員がほとんどであり、その勤務実態は文部科学省の調査とほぼ同じ傾向でありました。残業の内容は、教材研究や行事の立案及び準備、部活動など多岐にわたっております。

残業や多忙化のとりえ方は学校によって、さらには今日は保護者のニーズや考え方によっても異なっておりますが、子供の生活にかかわる打ち合わせや教育に関する各種の調査研究などが挙げられております。

教育委員会といたしましては、今後も教員が子供と直接触れ合ったり、学習準備等の教材研究をする時間をより十分に確保できるように各学校に学校行事や分掌の見直しを検討するよう指導してまいりたいと存じます。

次に、(4)の本荘南中学校用地についてであります。ご案内のとおり、昭和30年以降の急速な市街地化の進展に伴い居住人口が増加したため南中学校の建設が必要になり、林野庁に用地貸与の請願を重ね、昭和35年に開校が実現できたものであります。以来、昭和36年からは有償で借り受け、学校施設環境の整備充実に努めてまいりました。この間、土地の使用につきましても、義務教育施設の重要性にかんがみ無償で貸し付けてくださるよう要望した経緯はあるものの、由利森林管理署からは数次にわたり学校用地の購入について打診されております。平成19年度は学校改築という節目の年であることから、教育環境のさらなる充実に向けて早期にその方向性を見い出せるよう引き続き由利森林管理署との協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元議員、再質問ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） 残り時間が3分ということなので、端的に質問したいと思います。

市庁舎の移転について庁内プロジェクトをつくって検討していくということを市長は言いましたけれども、私たちがもらったこの資料（現物を示す）の中の一番最後に行政機構の移転ということで、もはやこれ示されていますけれども、これは設計コンサルタントの意見ではなくて、これは市の意向なんですよね。ということであれば、もう既に市庁舎は文化会館跡地に行くということを示していますけれども、庁内プロジェクトをつくって市庁舎の場所を検討するなどということは、もう必要ないんじゃないですか。そのことをまず1点聞きたいと思います。

それから、組合病院跡地の買収に関する土地、8地権者に関しまして19年度内に完了したいということをおっしゃるけれども、これもし19年度からずれた場合、工事が行われている中でも買収がなかなか進まないといったときには、これどうするんでしょう。真ん中の道路が、工事車として入ってくる非常に重要な道路があるんですけども、あそこに係る地権者なりがもしノーと、まだ買収に応じない場合にどうするかということ。

それからもう1つ、3番目、文化会館的な機能を持つ施設をつくるということで、専門性の高いものをつくると今市長言いましたけれども、私が知っている限りの例えば音楽関係の方、それから舞台関係の方がこの資料を見て、まさに頭を抱えました。もう専門性が高いどころか、こういうのをつくってもらったらもう非常に専門性が低いものになると。市長は人の話はよく聞くんですけども、かなり頑固なところがあります。1回、何を言ってもこう、1回決めたものにはなかなか後に引き下がってもう1回初めからということなかなか言わないんでありますけれども、この文化施設のこの機能に関しては、ぜひとも専門家、この由利本荘市における音楽関係なり演劇関係者の専門家から意見を聞いてほしいと思います。

そのこと3点、質問であります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 今野議員の再質問にお答えします。

私は非常に柔軟なつもりだけれども頑固だと言われてびっくりしておりますが、今野議員は非常に柔軟な方で、私は非常に敬意を払っているところであります。

ところで順序をこう...今、庁舎のその、そのペーパー、図面のことについてどういう図面なのか私ちょっとわかりませんので、今借りてみないと...いや、ちょっと見えません。今あれですか、どこの...

それから3番のですね、ホールとしての非常にさまざまなニーズがあります。かつて本荘市で専用の音楽ホールが欲しいとか、専用のダンスホールが欲しいとか、さまざまそのパートパートによって自分の描くところのグレードの高いものが欲しいということはおっしゃいました。ところが市の財政を考えると、みんなそれぞれの日本でも有数のそういうものをつくったって到底無理でしょうと。そういう意味で財政を考えて多目的ホールにした経緯もあります。ただし、多目的ホールというのはそういう意味ではなかなかその方々からすればなかなかいいとは言えない。ほぼいいんだけどもいいと言いたくないところもあるんです。今回のこのものについても文化会館機能を移転をする、

それについて例えばそういう多機能ホールというのは、もう最初から音響が悪いものだと、そういうふうに分めつけている方もいるように聞こえてきます。これについてその設計者に「そういうのが心配だよ」と、そうしたら「どうぞ、そういうのはどこでも紹介しますから見に行ってください」と、こういう話も言われています。ですから、市民で心配な方々にはそうしたところにぜひともこういうのを実際見て「あっ、これならいい」というふうな納得というものは必要かと思えます。そういうことで、ぜひともこれから進めるに当たっては、そういうふうなことで何というんでしょうか、その専門ホールというのをこれからさまざまつくるとしたら維持管理費はどうするのかと。先ほど夕張市の話も出ました。そうすると、あれもこれもみんな一流のものをたくさんつくった場合に由利本荘市としての財政はどうなるのかということも考えなきゃならないと。だけれども、今ここで私たちはそういう機能が相当グレードの高いものであれば、そうしたことを市民の理解を得ながらですね、ぜひとも前に進めたいものと、こういうふうに思います。

それから19年度中に買収できない場合、これは担当の方から話、説明させます。

それから、もう一つは市庁舎のその図面出されましたけれども、これも担当の方からどういう図面出したか、私出してないので担当の方から説明させます。

以上です。

議長（井島市太郎君） 鷹照助役。

助役（鷹照賢隆君） 19年度中、それから20年度完成というのは、区画整理における現在の第二庁舎と言われている庁舎を完成させなければならない、こう年度を区切っているのは第二庁舎に限って言っているのであります。

それから、それは新居千秋事務所が出した理想的なまちづくり案というのでありまして、あくまでもそれは私たちが提示したものではありません。新居先生がこういうふうな形になれば理想的だよと、そういうことでそれを議会に示して議員の皆さんから質問を受けましたので、6月をめぐりにプロジェクトをつくり、それが妥当かどうか、適当かどうかということ意見をお聞きして、それを検討して、そして議会の皆さん、市民の皆さんから意見を聞いて前に進めるものかどうかと判断してまいりたいと、こういうふうにお答え申し上げたものでございますのでよろしくお願ひします。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再々質問ありませんか。

1番（今野英元君） 買収問題がまだ。

助役（鷹照賢隆君） その駅前跡地、病院跡地の問題については、期限が、買収ができなければどうするかという問題は、ここではできるかできない、できない場合はどうというにはちょっと回答いたしかねるんですが、できるだけできるように努力してまいりたいと、こういうふうに思っております。

議長（井島市太郎君） 改めて1番今野英元君、再々質問ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） 時間が1分しかないので急ぎます。

この資料（現物を示す）は都市計画課から出された資料で、全員協議会で私たちもらったものでありますけれども、今の答弁聞いていると、市長はこの図面を見たことがない。見たことがなくて、しかもこれは新居設計という会社が独自で出したものである

と。まったくの新居設計の独自案だということを言っていますけれども、それであればこういう市の施政の根幹にかかわるようなことは、これ、載せてもらっては困るということをして市の方で言ってもらわないと困るんじゃないですか、これ。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。

助役（鷹照賢隆君） 最初に今野議員がその19年、20年度の話をしてしながらその図面を出されましたので、そういう第二庁舎に関してのそういう図面は、そういうもののまちづくりの構想は出していないというふうに私たち受け取ったのでございまして、そのあくまでもそれはまちづくりの全体構想の図面でございますので、確かに協議会の席で出しております。

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日は引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4時42分 散 会

